

稲垣満次郎と石川舜台の仏骨奉迎に因る 仏教徒の団結構想： ピプラワ仏骨のタイ奉迎から日本奉迎まで (1898-1900)

村嶋英治[†]

Inagaki Manjiro and Ishikawa Shuntai's Attempts to Form
Cross-border Buddhist Unity Based on Sacred Relics:
Piprahwa Buddha Bones Sent from Siam to Japan (1898-1900)

Eiji Murashima

“Authentic” relics of the Buddha have the potentiality to become a common object of worship and symbol of all Buddhists regardless of Theravada, Mahayana or Tibetan Buddhism.

The Buddha relics excavated in Piprahwa in India in January 1898 were offered by the British India Government to King Chulalongkorn, the sole existing Buddhist monarch. He did not accept them immediately, doing so only after careful consideration.

The King distributed a portion of the relics to Russian Buddhists in August 1899, and then to Burmese and Ceylonese monks on 9 January 1900.

Inagaki Manjiro, a devout Zen Buddhist and the first Japanese Minister in Siam, fully understood the importance of the relics for forming a unity of the different Buddhists both in Japan and Asia. Without any instructions from Foreign Minister Aoki Shuzo in Tokyo, Inagaki petitioned the King requesting a portion of the relics for the Japanese. Ishikawa Shuntai, the top administrator of the Otani sect of Shin Buddhism, responded favorably to Inagaki's proposal. Ishikawa envisioned including the relics in his own magnificent plan to build a world Buddhist center in front of the Imperial Palace in Tokyo.

A Japanese Buddhist mission (chief representative: Otani Koen of the Otani sect) had an audience with King Chulalongkorn on 14 June 1900 and received the relics the next day from Chaophraya Pasakorawong, Minister of Public Instruction.

Ishikawa asked the Thai government to send some Thai monks for the ceremony to lay the cornerstone of his world Buddhist center in Tokyo. However the Thai government did not cooperate because they were not so enthusiastic about Buddhist unity as were Ishikawa and Inagaki.

はじめに

仏骨は、大きくは南北の仏教やラマ教の間の相違、小さくは日本国内の各宗派の差異を超えて仏教徒が共通に崇拝するものであるため、全仏教徒の団結のシンボルとして利用可能である。

1898年1月にインドのピプラワで、「真正な」仏骨が発掘され、インド政府から、唯一の仏教国王

[†] 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

チュラーロンコーン王（五世王）に寄贈された。バンコク駐在の日本の弁理公使稲垣満次郎は、仏骨のもつ価値を認識し、仏骨に依って仏教徒の団結と仏教パワーの形成を意図して、1900年2月に日本の仏教界に仏骨奉迎を呼びかけた。これに、世界の仏教界の統合という遠大な思想を持っていた真宗大谷派参務石川舜台（1897年1月に連枝大谷勝縁が大谷派総務に就任して、石川舜台を参務に登用した。石川は1897年2月20日-1902年4月22日の間大谷派参務¹⁾）が応じ、稲垣公使と石川舜台を中心として日本の仏骨奉迎が実施された。

四奉迎使（大谷派大谷光演（正使）、本願寺派藤島了穂、曹洞宗日置黙仙、臨済宗妙心寺派前田誠節）及び十四名の随員（大谷派11名、その他3宗派は各1名）総勢十八名から成る仏骨奉迎団の1900年6月の訪タイは、日タイ仏教交流史における最大の盛事であろう。

奉迎団を迎えて、同年6月15日にバンコクのワット・ポー布薩堂でチャオプラヤー・パーサコーラウォン文部大臣が仏骨分与式を挙行了た。仏骨奉迎は当時の日本で大きく報道され、多数の出版物も刊行された。

しかし、インドのピプラワでの仏骨発掘からチュラーロンコーン王（五世王）が受領するまでの経緯、同王による外国仏教徒への分与、日本側の仏骨奉迎決定までのプロセスや関係者の意図などに関して、タイ側日本側の双方の資料を用いた本格的な研究は未だ存在していないようである²⁾。

このような研究状況を踏まえて、本研究は、知られていない事実をできるだけ詳細に明らかにすることによって、次のようないくつかの疑問に答えようとするものである。

1898年1月20日にペツペがピプラワで発掘した仏骨を、インド政府は同年8月17日に唯一の仏教国王であるチュラーロンコーン王へ寄贈を申し出た。同王はすぐには飛びつかず、受諾の回答を出したのは3ヶ月後の同年11月21日のことであった。この間、同王や王族上層では、仏骨の真偽や受諾の是非についてどのような検討や議論が行われたのであろうか。最終的に、仏骨奉迎使としてプラヤー・スクムナイウィニットのインド派遣が決定され、彼は、1899年2月16日にゴラクプルに於いて仏骨を受領した。仏骨は、同年5月23日にバンコクのワット・サケートの黄金丘へ奉安された。

チュラーロンコーン王がこの仏骨を最初に分与したのは、仏教徒人口が僅少なロシアの仏教徒（ラマ教）に対してであり、それは1899年8月のことである。不相応とも思われる、ロシアの仏教徒への仏骨分与はなぜ行われたのであろうか。続いて、1900年1月9日にバンコクのワット・ポー布薩堂に於いてビルマ、セイロン仏教徒代表への仏骨分与式が挙行された。ビルマ、セイロンへの分与は、インド政府がシャムに仏骨を贈与する際に付していた条件であった。

1年半に亘る日本滞在から1900年正月前後にシャムに帰任したばかりの稲垣満次郎弁理公使は、仏教徒の団結による国際的な仏教パワーを現出させようという意図をもって、日本への仏骨分与のイニシアティブを取った。当時の日本の外務省首脳には東南アジアで独自の外交を行う意欲はないことを熟知する稲垣は、外務省を通さず直接日本の仏教団体に働きかけた。稲垣の働きかけに呼応したのは、日本のみならず世界の仏教界の統合という雄大な構想をもって、石川舜台大谷派参務であっ

¹⁾ 国立国会図書館憲政資料室、井上馨文書項目705番「東本願寺財務整理問題」

²⁾ 日本側資料については、川口高風氏が、日本の仏教雑誌、新聞等から仏骨奉迎に関する記事を集めた資料を『愛知学院大学教養部紀要』に熱心に紹介している。また、日本側資料を中心にした論考としては、佐藤照雄『戦前期日本の対タイ文化事業』柘植書房新社、2017年、及び佐野方郁『明治期の仏骨奉迎・奉安事業と覚王山日蓮寺の創建：各宗派機関誌と地方・宗教新聞の分析を中心に』『日本語・日本文化』45号、2018年3月がある。

た。日本への仏骨奉迎は、稲垣公使及び石川舜台の二人の存在によって初めて実現したのである。稲垣は、チュラーロンコーン王の言葉を自己流に解釈利用して、国王は日本の全仏教界に対してのみ分与する考えであることを強調した。

チュラーロンコーン王の日本への仏骨分与は、仏教国の連帯という外交上の利益を一定程度考慮したものであることは疑いないが、石川や稲垣の構想に全面的に協力するほどのものではなかった。双方の温度差は、日本の仏骨奉迎使が、タイ僧侶の仏骨奉送使を伴って帰国し、東京の皇居前に世界仏教のセンターを創設するという石川の企図に、チュラーロンコーン王らが協力しなかったことよって露呈した。

バンコクにおいて石川の手足として活動したのは、岩本千綱と大三輪延弥である。奉迎団の日本出発に先だって石川は、宗教法案反対運動を通じて知り合ったタイ通の岩本千綱を奉迎準備員としてバンコクに派遣した。岩本は、起業のためにタイ視察を希望していた大三輪延弥をバンコクに伴った。当時の大三輪延弥は僧侶ではなかったが、仏教知識に通暁していた。大三輪が残した、バンコクでの活動記録は、石川舜台の仏骨奉迎の意図を探ることができる貴重な資料である。

なお、本稿ではシャムとタイは互換的に使用し、意味に違いはない。本稿で引用した資料の原文には縦書き、片仮名書きのものも少なくないが、本稿ではすべて横書き、平仮名書きに直し、また資料中の旧漢字の多くは当用漢字の新字体に直した。但し、送り仮名は原資料通りである。

引用文中の [] 内は筆者が追加した、修正・補足等である。

1. ペッペの仏骨発掘

ネパール・インド国境からインド側に 800 メートルほど入った、自分の所有地内にある、Piprahwa Kot 丘上の古いストゥーパを William Claxton Peppé が発掘し、1898 年 1 月 20 日に、宝石類、仏骨らしきことが上蓋に記載された蠟石の壺などの容器類、及び遺骨、遺灰を発掘した。この地は、当時の行政区画では、印度の North-Western Provinces and Oudh の Gorakhpur Division, Basti District に当たる。セイロンで 1896 年に出家したプリサダーン親王（出家名 P.C. Jinavaravansa, พระชินวรวงศ์, 1851-1935）が、偶々仏蹟巡礼のため近くを訪れており、この発見を知ってペッペを訪ね、仏骨を唯一の仏教王であるチュラーロンコーン王に寄贈するように求めた。プリサダーンはセイロンにおける自分の師でありパーリ語に通じた高僧 W. Subhuti Thero (Waskaduwe Sri Subhuti Rajaguru Maha Nayaka Thera, 1835-1917) に、自分が筆写した刻文を送って解読してもらった（タイ国立公文書館 1082.1/3）。

プリサダーンは、早くも 1898 年 3 月 1 日付けで、バンコクのタマユット派管長ワチラヤーナワローロット親王に宛てた手紙の中で、発掘された壺に刻印された文字も筆写して知らせている。五世王の忌諱に触れ海外亡命中の身であったプリサダーンはインド仏蹟巡拝の後、バンコクのタマユット派で出家生活を送ることを希望し、それ以前からワチラヤーナワローロットと連絡を取っていた（『ワット・サケート寺史及迦毘羅国仏骨文書』タイ語³、タイ内閣、1965 年、65 頁）。

プリサダーンは、発掘された仏骨を自らバンコクに持ち帰れば、五世王から赦免されるであろうこ

³ タイ語文献のタイ語表記は、本論文末尾のタイ語文献邦訳一覧を参照のこと。

とを期待して、ペッペに“the sole and remaining Buddhist Sovereign in the world to whom the Buddhists must look for patronage and protection of Buddhism and its order of priesthood”であるチュラーロンコーン王に贈与するように、1898年4月9日の手紙で求めた（タイ国立公文書館 ㊦82.1/3）。

仏骨の発掘直後の保管の状態を目の当たりにしたプリサダーンは、タイの知人にその様子を伝える手紙を書いており、これらの手紙は五世王も目にした。1898年10月18日付の五世王からワチラヤーナワローロット宛て書状で、五世王は「プリサダーンの手紙には、西洋人は金目のある物ばかりに関心を向け、骨は他の小さな屑と一緒に瓶詰めにして仕事場に放置していた、プリサダーンが文句を言ったので、保管の仕方をよくした、と書いてある」（『五世王・ワチラヤーナワローロット法親王往復書状集』タイ語、1929年、64-66頁）、と述べている。五世王から回付された関係文書を読んだ内務大臣ダムロン親王は、「骨はいくつかの蓋付き石壺の中にあり、同時に石壺の下に埋められていた二つ目の石箱の中に、骨が散らばっていたこと、ペッペはこれらの骨を二つのガラス瓶（一つの瓶には大きな破片、もう一つの瓶には小さな破片）に入れた」（前掲『ワット・サケート寺史及迦毘羅国仏骨文書』75-77頁）ことが判ったと述べている。

以上から、ペッペは発掘時宝石や金製品にのみ目を奪われており、いくつかの壺の中にあった骨や石箱の中に散らばっていた骨を、当初の位置、数量、形状などを正確に記録することもなく無造作に二本の蓋付きガラス瓶に詰め込んだことが判明する⁴。これでは、たとえ、発掘物の中に本物の仏骨があったとしても、別人の骨と混合してしまって、後から区別することは不可能になってしまったであろう。

ペッペは「仏骨」をプリサダーンには託さず、1898年4月半ばには、発掘した宝石、金銀、骨類など全てを印度政府に寄贈した。印度政府は仏教聖地ブッダガヤを占拠する異教徒と仏教徒の紛争問題で、国際的に仏教徒から非難されていた。これを挽回するためにも、プリサダーンの手を経ず、印度政府からシャム政府に仏骨を直接寄贈する方針を決めた（タイ国立公文書館 ㊦82.1/3）。

この後、1898年8月17日に駐タイ英公使 George Greville は、タイの外務大臣テーワウォン親王宛に、多数の関連資料及び印度北西州知事の招待状を添えて、次の趣旨の公文を送った。

ネパール国境に近いピプラワ村近くのストゥーパから仏骨が発掘された。これは釈尊火葬後釈迦族に分配された仏骨の可能性がある。同時に発掘された物は博物館等に分配したが、仏骨灰は仏教徒にとって聖なるものであるので、印度政府は現在唯一の仏教王であるシャム王に奉呈したい。シャム王は仏骨を適切な者に分与することができるが、印度総督はビルマとセイロンの仏教

⁴ 杉本卓洲『インド仏塔の研究』平楽寺書店、1984年、344-358頁は、ピプラワの発掘物について詳述しているが、発見時の様子については言及していない。なお、同書353頁は、1971-74年に実施されたピプラワ塔の再調査の報告書内容を次のように紹介している。即ち、ペッペが発掘した場所より更に深い塔頂上から6メートルの深さに煉瓦造りの2室が新たに見つかり、両室で焼けた人骨の入った滑石製の壺がそれぞれ一個発見された。「これらの容器は北方黒色磨研土器と併存していたことから、西紀前五～四世紀に年代づけられ、仏舎利の分け前を納めたオリジナルな舎利容器とみなされる。したがって、ペッペの発見した舎利壺はオリジナルのものではなく、西紀前三世紀頃に納められた複製品と考えられる。」また、同一報告書を紹介して、山崎元一『アショーカ王伝説の研究』（春秋社、1979年）88頁は次のように述べている。「発掘を指導したシュリーヴァスタヴァは、この舎利壺を前五～四世紀のものとして、そのなかから発見された骨灰こそが、ブッダの死後に釈迦族が入手して埋葬したものであると主張している。ペッペが発見した五つの舎利壺と多数の埋葬品を納めた大石箱は、それよりのち前三世紀のもののみられている」。

徒に分与することだけは約束して欲しいと求めている。北西州知事の仏骨受領招待を受けるかどうか回答して欲しい。

公文原文の主要部は以下の通りである。

The exceptional importance of the discovery lies in the fact that the fragments of bone and ashes appear to be those of Gautama Buddha Sakyamuni, and may be the actual share of the relics taken by the Sakyas of Kapilavastu at the time of the cremation of Gautama Buddha. . . . the actual relics of bone and ashes are sacred to the Buddhist world. The Government of India desire therefore to offer these to His Majesty the King of Siam, who is the only existing Buddhist monarch for distribution. The Governor General of India in Council would only suggest as a condition that His Majesty will not object to offer a portion of the relics to the Buddhists of Burma and of Ceylon. (タイ国立公文書館 ㊦82.1/3)

2. タイにおける真正仏骨かどうかの検討と受領の是非の議論

印度政府の仏骨贈与の申出を伝えた英公使の公文等を、テーウォン外相が五世王に上げたのは1ヶ月後の1898年9月17日である。五世王は報告を少し読んだが忘れてしまい1ヶ月近くが経った、10月15日になってやっと、タムユット派管長ワチラヤーナワローロット親王らに相談の文書を出した。その中で、過去にインドで仏骨と称する物が見つかった時は、欲しかったが、イギリス側には言い出し難かった。今回、イギリス側から言い出したのは、変な感じがする。しかし、ソムデット・サンカラート（総管長）かプラ・ワンラット [ພິນ, 1806-1891, モンクット出家中の弟子、タムユット派創立時からのメンバー、ソマナット寺住職、三蔵に通じていた] が、火葬後8ヶ所に分配され舍利塔に奉安された仏骨は、その後アショーカ王か誰かが集めたので、最初に埋めた場所に残っている筈はないと批判したことを聞いたことがある。ワチラヤーナワローロット親王の考えを聞きたい。もしより詳しく調べなければならぬというのならそうしよう。但し、私が信じていないということではない。貰うか止めるかどうかどうしようかと迷っている（前掲『五世王・ワチラヤーナワローロット法親王往復書状集』57-58頁）。

国王の諮問を受けてワチラヤーナワローロット親王は、10月17日付で下記のように答えた。この答えは、当時のタイにおける仏教思想を窺う上でも興味深い。

Piprahwa の仏骨に関する勅書を全読して、次のように考えます。

- 1、蠟石壺上部に刻まれた文字は、ここに添付しておりますように、語句をセンテンスに関係づける仕方が、はっきりしていない
- 2、西洋人とセイロン人はそろって本物の仏骨と信じているようだが、タイ人はあまり信じていない。その理由は、第一に仏教の発祥地はタイ国であると考えていること⁵、第二に、タイ人の考

⁵ 1905年11月頃から1912年8月まで、途中一年弱を除いて在タイした黄檗僧溪道元（1877-1966）は、タイの有識の僧侶も「仏は暹国に降誕し同じく涅槃に入られしもの由信じ」ているとして、1909年1月に中北部タイのウットラディットを訪

える仏骨とは、ゴロムーン・ウィウイトワンプリチャー親王⁶がいつも言うように、熱で溶けた人骨とか煉瓦ではないこと、第三に、タイ人の考える仏骨は地中から掘り出したものではなく空中から降ってきたものであること。

3、本物の仏骨なら心配はいらないが、アショーカ王がかつて仏骨を集めたという話もある。文献が残っているのは、セイロン王 Devanampiya Tissa がストゥーパを建設するとき、[セイロン改宗に派遣されていた、アショーカ王の息子である] マヒンダが沙弥を父王の許に飛ばして仏骨を求めた、ということだけである。

4、蠟石壺の文字は、アショーカ王の時代のものだ。もしその文字がそれ以前より使用されていたのなら、この点では矛盾はない。

5、すぐに受領すると、外国人は賞讃しないだろうし、古いタイ人も鵜呑みにしたと批判することだろう。もし事前に協議したならば受領賛成者はいないかも知れない。そのような結果になれば、西洋人からは仏教を大切にしていないと批判されるだろう。それ故、相談するのは、総管長 [サー・プッサテウォー, 1813-1900, パリアン9段, 1893-1900 総管長在任] 一人にすべきである。

6、受領でも不受領でも批判されるので、それを弁解するためには、先ず学識者を検査に派遣すべきである。検査で本物でないようなら、受領しない理由が立つ、本物なら受領して持ち帰ればよい。それでもプラタマチェューディー⁷ [พระธรรมเจดีย์] のような古い僧から、西洋人の言うことを鵜呑みにして信じたという批判は受けようが、大きな声では批判はできまい。というのは検査に行き、根拠に基づき間違いないとして持ち帰るのだから。

7、拙稿も、未だ見解を確定できない。その理由はチンナウォラウォン（プリサダーン親王の法名）が送ってきた古代文字は誤記があり、印度政府も写を送ってこないからである。その文字の実物又は正しい写を見ることができれば、初めて推定可能となる（前掲『五世王・ワチラヤーナワローロット法親王往復書状集』58-60頁）。

五世王は直ちにソムモット国王秘書官長を派して総管長の意見を聞いたところ、総管長も検査員を派遣すべきであるという見解であった。10月17日付書状で、五世王はワチラヤーナワローロットに総管長の見解を伝えるとともに、仏典中の地名がタイにあるから仏教はタイで発祥したのだというプラタマチェューディーの見解を、タイが仏典の地名を後から真似して命名しただけであるとして退け、更に

問した際のことを、次のように書いている。

ワットプラテンシラーアツに参詣すテンシラーアツとは巴梨語にて獅子の高坐と云ふ意味にして世尊説法の地と称し暹人の信仰し来りしものに御座候盤谷より西方百哩計りの地にカンブリーと称する所有之此所にワットプラテンシラーンと称して世尊の涅槃地も有之候テンドランは同じく巴梨語にて沙羅樹林と云ふ意味に御座候元来暹人の考へにては仏は暹国に降誕し同じく涅槃に入られしもの由信じ来りしものにして今尚有識の僧侶始め斯く信じ居るもの多く畢竟暹る名称の起りし所以と愚考仕居候（溪慊堂（溪道元）著「暹羅国北部の宗教状態」『禅宗』16巻5号（通巻170号）、1909年5月15日発行、50頁）。

⁶ 日本ではチャンドルダッタの名で知られる。村嶋英治「最初のタイ留学日本人織田得能（生田得能）と近代化途上のタイ仏教」『アジア太平洋討究』41号、2021年3月、63-67頁参照。

⁷ タイに仏典と同じ地名があるので、仏教はタイで起こったと信じていたと思われる。

仏骨が本物かどうかということの外に、気の進まないことがある。奉迎の儀式で、(セイロンの大王統史にある例のように) 国王が水の中を歩き首まで水に浸かって頭の上に捧げるのは、何とも大袈裟すぎる。セイロン、ビルマ、モーン人が分与を受ければ、彼等は大々的な奉迎式をするだろう。もし、我々が彼等より小規模にやれば、徹底的に陰口をたたかれるだろうし、もし彼等より大規模にやれば、邪見の者に宗教に熱狂しすぎると陰口をされるだろう。よく判りもせずやれば、自己欺瞞であり他人を欺瞞することにもなる。これは瑣末な理由であるので、改善もしくは我慢することができる。重要なことは、検査に派遣する人物の人選である。信用でき、陰口を最もたたかれにくい人物を選ばねばならない(同上、60-62頁)。

10月18日、ワチラヤーナワローロットは、自分が派遣検査員として印度行きを命令されそうな気配を察して、自分は地方県での教育整備という重要な計画に着手し始めたばかりであると逃げを打ったのち、国王の前日の書状に次のように答えた。

国王が水に浸かって奉迎する儀式は、我国では全くしたことがないか、既に廃止されている。チンガーラマーリニ、巴利語版タムナンプラシンにもパルアン王やチャオ・ナコンシータマラート王が水に浸かって奉迎したことは書かれていない。その後エメラルド仏[タークシン王が征服したウィエンチャンから請来し、バンコク王朝創立により一世王が王宮内に安置]や水晶仏[二世王が1811年ごろチャムパーサクから請来し、現在アンポーン宮殿に安置されている仏像]を受領したときにも、していない。従って国王が水に浸かって奉迎する儀式をやらないとしても今回が初めてということにはならない。儀式は水晶仏や白象を受領した時と同じにすれば十分に賑やかである。セイロン人やビルマ人はタイ人以上に興奮するに違いないが、国王がいないので、タイ以上のことはできない。

プラタマチェューディーの著作についての国王の見解には敬服した。拙衲はこれまで全く気が付かなかった(同上、62-63頁)。

五世王は、即日、ワチラヤーナワローロットに返信を送り、検査員にはワチラヤーナワローロットが最適であることを指摘した後、

今日[10月18日]、テーウォン外相が次の見解を返して来た。即ち、先ず検査に行きたいという回答はすべきではない、受領なら受領、受領しないのなら謝絶とすべきだと言うのだ。それで未だどうするかは決めていない。

僧伽総管長の見解では、壺の上蓋に書かれている言葉が下手だという。総管長が下手というのと貴師がはっきりしないと言うのとは同じことである。しかし、総管長は、是と非の理由のうち、是の方が多ければ受領すべきだ、見るのも見たいが、本物だと信じているプラサムプッタパニー(พระสัมพุทธพรรณี)[モンクットが出家中に鑄造したタムユット様式の仏像]中の仏骨と比べて見たい、と言っている。

続いて国王は、言語は時代とともに変化しており、壺上蓋の刻文の言葉が、タイで現在使っているブッダゴースー時代のパーリ語とは違っていても当然であろうという自説を述べ、既存の仏骨解説書が形や色について述べていることの根拠を教えて欲しいと求めた。更に、次のように述べた。

聞く所、今回の仏骨についての見解は3派に分けることができそうだ。第一は、プラタマチューディーで、仏骨が石玉粒であれば信じる者、第二は、私の次弟のグロムプラ・チャカパッティボンやグロム・シリタット [กรมขุนศิริราชสังการศ, 4世王の子, 1857-1911, 1894-96 蔵相, 大審院長] で、石玉粒の仏骨は全く信じず、西洋人の言う仏骨も絶対信じないが、ワット・ラーチャティラートの読経塔の仏骨は信じる者。父のモンクット王が信じていたからという理由で。第三は、西洋人が発掘したものなので信じたいが、刻文に確信がもてない者で、このグループに私も属している。全面的に否定するのではないが、まだ解明されていない疑問点が残っているという者である (同上, 64-66 頁)。

ワチラヤーナワローロットは、アショーカ王碑文とペッペ発掘の壺の上蓋の刻文を詳細に対比して翻訳したリストを付して、10月21日に五世王に次のように報告した。

アショーカ王時代の石碑文が手許に揃ったので、プラ・チンナウオラウォン (プリサダーン) の筆写と詳細に対比して翻訳した。ピプラワで発掘された壺の上蓋の刻文は、アショーカ王時代よりは新しくはなく、それより古い、と推定される。それだけではなく、遺骨を詰めた人物はその遺骨が仏骨であると信じており、仏骨であることを明示しようとしたものだと推定できる。

判断できるのは、ここまでである。誰も、詰めた人が仏骨であると信じたことが正しかったかどうかは、推定できない。それ故、本物ではないと否定することはできない。

また、国王の仏骨の形や色についての質問には、勉強したことがないので答えることができないと回答した (タイ国立公文書館 ๓๓82.1/2)。

同じ10月21日に、内務大臣ダムロン親王は五世王宛の文書で、関係文書を読んで仏骨否定派と肯定派の論拠を整理したのち、次のように上奏した。

この仏骨の件は、五世王だけとかシャムだけのことでなく、世界の全仏教徒に関わることである。印度政府は五世王を仏教界の長と見做している。国王の言葉は、全世界の仏教徒から託されたものと見做されるので、極めて重要である。

ここで私が言うべきことは二点ある。信じて受領するか、信じられないので貰わないかの二つしかない。しかし、どちらにしても注意を要する。もし、受領した後、他国の識者が十分な根拠を公表して、この仏骨は本物ではないと批判するようなことがあれば、本物ではないものを誤信した五世王の権威が損なわれる。一方、もし受領しないならば、世界に理由を公表しなければならない。理由を説明しなければ、他国の仏教徒即ちセイロンとビルマの仏教徒は、仏骨であると信じてしまい、これまた、五世王の権威を損なうことになる。このように両方とも困難がある。

それで、私はワチラヤーナワローロット親王のいう、受領の可否を決める前に検査員を派遣すべきであるという見解に賛成する。検査員を派遣することは、私の考えでは、王威を損なったり、印度政府を怒らせることにはならない。何故なら、彼等も疑う余地のない仏骨だとは確言してはいないし、五世王がこの件で行うことは仏教徒に対する責任からであり、全ての疑問や批判を避けるためであると理解するに違いないからである。それに検査員の派遣では、検査員が単独で判断を下すものではない。印度政府が信頼している識者と協議しなければならない。検査員が証拠を調べて信用できれば受領し、世界に対しても自信を以て公表するし、もし本物ではないならば証拠を以て世界に公表すればよい。検査員としては、ワチラヤーナワローロット親王とプレイヤー・スクムナイウィニットが適任だと考える。11月、12月は印度の気候が良いので、この時期に出発し、3ヶ月以内に任務を終えることができると考える（前掲『ワット・サケート寺史及迦毘羅国仏骨文書』75-77頁）。

10月23日にバーンパイン離宮で、国王は閣議を開き、仏骨の件を協議した。国王は大筋、ダムロン親王の上奏案を採用した。国王は、無思慮に飛びつくことは、タイの中にも信じていないものがあるのと、タイの対外的威信を損なうことになるのでできないと語り、発掘された物が、本物の仏骨とは信じない側と信じる側の根拠を説明したのち、検査もせずに本物ではないと断ることはできないとして、検査もするという条件付で、ワチラヤーナワローロット親王とプレイヤー・スクムナイウィニットを受領者として派遣する考えを示した。

この閣議で、五世王は次のような疑問も語った。

大般涅槃經などに次の記述がある。即ち舍利を八分したが、阿闍世（アジャータシャトル王、अजातशत्रु）が他の七分も奪って王舎城（ラージャグリハ）に一纏めにした。後にアショーカ王が、多数の仏塔（チェーディー）を各地に建造し、仏骨を入れたらと思い、舍利八分の舍利を奉安している筈の仏塔に軍隊を送って掘り出そうとしたが、発見することができず、仏塔を原状に復した。アショーカ王は王都パータリプトラに戻ったが、翌年王舎城に軍隊を送った。老人たちに聴取して、120歳の比丘から次の話を聞き出した。この老比丘が7歳の時に、その師が秘密の場所で石造仏塔を礼拝しているのを見た、と。アショーカ王はこの石造仏塔を崩して掘ったところ、仏骨が見つかった。王は仏塔を元に戻し、仏骨は自分が建造した仏塔全てに奉安したという。この話の真偽は知らないが、私は大般涅槃經に依って語っただけである。この話しをワチラヤーナワローロットは信じていない。しかし、パーリ三蔵にあることだから、信じない訳にはいかないだろう⁸。もしピプラワの仏塔で発掘された仏骨が、最初の舍利八分の時のものであるならば、大般涅槃經の内容と矛盾する。ヨーロッパの学者は、ピプラワ仏塔は最初の舍利八分の仏塔だというのが、そうであれば、大般涅槃經に言うことは事実ではないことになる。しかし、もう一段進んで、発掘した場所を考えると、その場所は迦毘羅から8哩離れている、畑の中と言えるところである。埋め方は2段になっていて、上には壺だけがあり、下に遺骨があった。もし、ア

⁸ これは五世王の誤解である。パーリ語版の大般涅槃經は、舍利八分で終わっている。それ以後の阿闍世やアショーカ王の仏骨収集の話のソースは別である。五世王は大般涅槃經にある話であると誤解して、続く文章も語っている。

ショーカ王が仏骨を持ち出し、仏塔は原状に復したという説に従えば、あり得ることだ。多分上部に置かれていた仏骨は持ち去れ、下部にあった、親族の遺骨が残された。下部にあった遺骨は壺に入っておらずバラバラに散らばっている状態で見つかった。その遺骨の量は多い。もしアショーカ王が仏骨だけを取り分けて持って行ったとすれば、現在本物の仏骨が大量に残っているはずはない。もう一つ考えられることは、釈迦族が他の場所から集めてきた仏骨を全てこの仏塔に奉安した可能性である（前掲『ワット・サケート寺史及迦毘羅国仏骨文書』78-79頁）。

しかし、ワチラヤーナワローロットは印度行きを断ったようで、五世王は11月2日付のテーワウォン外相宛文書で、プラーヤ・スクムナイウィニット一人を印度に派遣することに決めたことを述べ、ビルマ、セイロンへの仏骨分与をどうするかを英公使と協議するように命じた（タイ国立公文書館 1082.1/3）。

1898年11月21日付でテーワウォン外相は英公使に次の回答をした。

ピプラワで発掘された重要な仏骨に関する8月17日付貴信に関し、私は貴信の文書を国王に上奏した。国王は自らが各国の仏教徒の長であると見做されたことを歓迎され、私が貴氏に次のように通知するように命じられた。即ち、国王は友好のために贈呈されるものを受領する旨を述べられた、そして印度政府に深謝の念を伝達されるように求められた。

国王はナコンシータマラート州知事プラーヤ・スクムナイウィニットを12月に仏骨受領のため印度に派遣される。

仏骨を分与されるべき人民に対する公平と印度政府の分与の意図に合致させるために、印度政府の意図を伺いたい。また、国王はこのような崇拜すべき聖なる物は個人に分与すべきではなく、仏教者の集団に分与し、人民全ての崇拜を受けるべきだと考えておられ、ビルマやセイロンへの分与について印度政府は誰に与えるべきだと考えておられるかを知りたい。仏骨を奉安する場所として国王は、シャムの資金で修復したセイロンの Marichiwatta Chettya (Mariswatta Dagaoba at Anuradhapura) も一つだと考えておられる。また、分与を受けるべき人民は代表団をバンコクに派遣されるものと理解されている（前掲『ワット・サケート寺史及迦毘羅国仏骨文書』82-84頁）。

上述テーワウォン外相の英公使宛の回答は、仏骨検査のことには全く触れていない。外相の回答は国王にドラフトを上げて承認を得たものであるから、国王は検査の件は取り止めたのである。また、五世王は、仏骨は仏教社会に分与すべきで、個人には分与しない方針を明示している。この方針は日本への分与に対しても適用された。

3. タイの仏骨奉迎とロシア、ビルマ、セイロンへの分与

ナコンシータマラート州知事プラーヤ・スクムナイウィニット（後のチャオプラーヤ・ヨマラート）は、1899年1月16日にバンコクを立ち、2月16日にゴークプルで仏骨を受領し、2月28日にペナンに戻ってきた。ここで船を乗り換え、マレー半島西海岸タイ領のトランに向かい、トランか

ら半島を陸路横断してパツタルン、次いでソクラーに立ち寄り、それぞれの地で民衆の盛大な奉迎を受けた。3月16日にチャオプラヤー河口のパークナムに到着、この地で3日間の奉迎祭ののち、仏舎利は河口のプラサムットチェーディーに5月23日まで安置された。同日各派僧侶（安南宗、華宗を含む）の僧侶に迎えられ、バンコクのワット・サケートの黄金丘上に安置された（『タイ官報』16巻、1899年4月9日29-39頁、5月7日84-85頁、5月28日117頁）。

1899年6月15日に英公使は、前年11月21日のテーワウォン外相の公文に答え、ビルマ、セイロンにおける分与候補地と奉迎使の来タイに都合のよい日程を問い合わせてきた（タイ国立公文書館 P082.1/4）。

ところが、五世王が最初に仏骨を分与したのは、意外にもビルマやセイロンではなく、仏教国とは言えないロシアの仏教徒（ラマ教徒）に対してであった⁹。

ロシア陸軍に留学中のチャクラボン王子（Lek, ピサヌローク親王、1883-1920）が、一時帰国して1899年7月1日にバンコクに着し、8月25日に再びバンコクを離れた（『タイ官報』16巻22号、1899年8月27日、287頁）が、出発の際に五世王は、最愛の息子チャクラボン王子に、仏骨の一部をロシアに持参させた。

この事実が公表されたのは、ビルマ、セイロンの仏教徒に仏骨分与が行われた後の1900年2月26日になってからである。シャム宮内省の発表は次の通りである。

ロシア留学中のチャクラボン王子が、タイに一時帰国する前に、嘗て皇太子時代のニコライ二世（1868-1918、在位1894-1917）の随員として1891年3月20日から数日間来タイしたことがあるウフトムスキー公〔Prince Esper Ukhtomsky¹⁰, 1861-1921〕が皇帝の許可を得て、ロシア領内の仏教徒を連れてチャクラボン王子を訪ね、仏骨の分与を要望した。同王子が仏骨を持ってペテロスブルグに帰った時、ウフトムスキー公は60人の仏教徒（内4名はラマ僧（พระเถระ），一人はペテロスブルグで学ぶ少女）を率いて受領に来た。60人の大部分はモンゴル系ブリヤートであったが、ヨーロッパ・ロシア（カスピ海西岸）に住むカルムイク人〔Kalmyk〕も二人含まれていた。僧侶は北方仏教のラマ僧であった（『タイ官報』16巻47号、1900年3月4日、685-686頁）。

⁹ ロシアは、ラマ教徒の多い東方に勢力拡大するために、ラマ教徒の懐柔に努めていたようである。『伝灯』275号（1902年12月13日）、35頁に次の記事がある。

喇嘛の活仏

北京駐屯軍の松野中尉の談に拠れば中尉は蒙古のドロノール府に到り直ちに喇嘛本山の活仏を訪ひしに執事は再三拒絶して曰く「活仏は決してお前さんに面会せぬ、活仏のことゆえお前が今日此処に来るのを知つて居ます若し面談を許すならお前さんが此処へ来る前に使を遣つて迎ふるのである然か致さぬのは即ちお前さんに会ふのを嫌ふのだ」と然るに中尉は強ひて面会を求めしに執事は「夫れでは一応活仏に問ふて見ませう」と奥に入りしが躡がて来り迎へて活仏の座に導けり、見れば其活仏と云ふは西藏の一童兒なり更に駭きたるは埃及煙草を進め珈琲茶碗を出し机椅子大鏡の類其他室の裝飾品は全然洋品なる事なり斯る洋品は何処より輸入せるかと問ひしに彼の活仏は「朋友が贈つて呉れたのです」と答ふ朋友とは誰かと問へば「其朋友は別室に居ますから御会ひなさい」と導かれて別室に到れば中間の壁上に立派なる二大肖像を掛く仰視すれば豈計らん是ぞ露国皇帝皇后両陛下の御真像ならんとは、アア活仏と露国の皇上とは無二の親友なり広漠たる蒙古部落の人心を支配する活仏は今や露国の好意に心酔せり露国の用意周到なる感服の外無し夫より客間に戻り種々の談話を試みしが此活仏の側には八哲とも称する八人の物識り侍坐し居り活仏は一々此八哲に相談して応答す活仏の真師想ふべきなりと

¹⁰ ロシア皇帝ニコライ二世の信頼の篤い名門貴族、東方に詳しく、ロシアの東方膨脹主義者。ブリヤートなどの仏教に精通した。彼の手に成る、*Travels in the East of Nicholas II, Emperor of Russia: when Cesarewitch: 1890-1891* (written by order of His Imperial Majesty by Prince E. Oookhtomsky), Archibald Constable & Co., 1900のVol. 2 pp. 199-262に、シャム訪問が記載されている。また、同書には、ロシア東方の仏教徒の挿絵も多数掲載されている。

当時、五世王は、フランスからの領土分割要求、領民のフランス保護民化強行などの圧迫に直面していた。五世王はロシアとの友好関係強化によって、フランスを抑える方策に腐心していた¹¹。シャムとロシアの関係は、1897年の五世王の訪露、同年末に露の駐シャム公使（A.E.Olarovsky）任命、1898年半ばに五世王は愛息チャクラボン王子をロシアに留学させ、1899年6月11日にはシャム・露友好通商航海条約が調印され急速に親密化していた。このようなシャムの対ロシア友好戦略の一環として、五世王は、仏教徒は僅少なロシアを、最初の仏舎利分与国に選んだものと思われる。

1900年1月1日にバンコク着のパタニー号でビルマとセイロンの仏教徒（พุทธศาสนิกชน）が、仏舎利奉迎に来タイした。ビルマからは7人（ครู）の比丘（พระสงฆ์）と6人の在家、セイロンからは6人の比丘、1人の沙弥、2人の在家が来タイした。前者はワット・マハータートに宿泊し、後者はワット・サケートに宿泊した。五世王は1月4日にバンコク王宮で、文相、文部次官及びプララーチャーカナの4高僧（プラ・ピモラタムが長）に導かれて入場したビルマの奉迎使（สมณทูต）に謁見し、翌5日にはバーンパイン離宮で同じく文相、文部次官及びプララーチャーカナの5高僧（プラタムワロードムが長）に導かれたセイロンの奉迎使に謁見した。両国の奉迎使に対する仏骨分与式は、1月9日に、チャオプラヤー・パーサコーラウォン文部大臣主宰の下、ワット・ポーの布薩堂で挙行された（『タイ官報』16巻43号、1900年1月21日、607-614頁）。

4. 稲垣満次郎公使の対タイ政府打診と日本外務省への事後的通知

稲垣満次郎（1861-1908）弁理公使は結婚したばかりの妻栄子を伴って、1899年末か1900年初めに1年半ぶりにバンコクに帰任した。稲垣は1900年1月6日付けで、美子（はるこ）皇后の1899年11月14日付のシャム皇后宛礼状をタイ側に提出している（タイ国立公文書館 5.5 ๓.7/20）ので、バンコクに到着したのは、1月6日以前である。

稲垣は、1886年から1891年までイギリスに留学し、イギリスで英文自著（*Japan and the Pacific and a Japanese View of the Eastern Question*, London: T. Fisher Unwin, 1890）を刊行し、同書を携えて欧州大陸の指導者を訪問した。稲垣は、その経歴からは西洋かぶれではないかと誤解されそうであるが、実は正反対で、彼は日本の独自の価値や伝統を捨てた西洋かぶれの日本人を軽蔑していた。彼は東大の学生時代からの熱心な仏教徒であった。

東大生時代の稲垣は、知、心、体の三方面で修行に努めた。知は大学で、心は禅で、体は柔術であった。心については、司法省法学校（後に東大に併合）学生の河村善益（1858-1924、大審院判事、貴族院議員、1883年に『仏教原論』の著作あり）や秋月左都夫（1858-1945、1884年司法省法学校卒、1885年外務省官費でベルギー留学、1904年スウェーデン公使、以後ベルギー公使、オーストリア大使、1917年読売新聞社長）の紹介で、1884年2月に鎌倉円覚寺住職の今北洪川（1816-1892）に入門した。稲垣は知識だけでは「人の書記位になることは出来るも、到底英雄豪傑は覚束なく、小生も人の後に立つことは好まず」（『稲垣満次郎書牒録』平戸之光臨時増刊、1937年11月、35頁）と考えていた。

稲垣の東大の同窓生で生涯の友人であった鈴木馬左也（1861-1922）と早川千吉郎（1863-1922）も今北洪川の門下であった（『東京朝日新聞』1909年8月11日）。鈴木は秋月左都夫の実弟、1878

¹¹ 五世王はフランスの対シャム圧迫が強化される中で、1899年4月にはロシア皇帝に電報を打ち、支援を求めている（タイ国立公文書館 ๓๓40.23/1）。

年東大予備門入学，1887年に東大法を卒業して内務省に，1896年に退官して住友入社，1904年住友財閥のトップである住友第三代総理事。早川は石川県出身，東大予備門から1887年東大法卒，1890年松方正義の知遇を得て大蔵省に入り1901年三井銀行専務理事，1909年三井銀行常務，更に三井合名副理事長，1921年満鉄総裁である。

稲垣は，日本外交が欧米に対して下手に出ることに批判的で，あらゆる手段を使って自らの地歩を固め欧米と張り合っ国際的に伸張すべきであるという積極外交の信奉者であり，当時のエリート中に珍しくなかった欧米の文化にかぶれ，人間としての矜持を失ったかのような人物には敬意を抱いていなかった¹²。当時の外務省主流（西徳二郎，青木周蔵，原敬など）は，欧州列強と事を起こすことを恐れるあまり対欧消極的であり，西洋植民地勢力の支配下にある東南アジアで何らかの積極策を採る考えは毛頭なかった。また，彼等は，外務省勤務の経験のない稲垣を，よそ者扱いして排除しようと努めた。

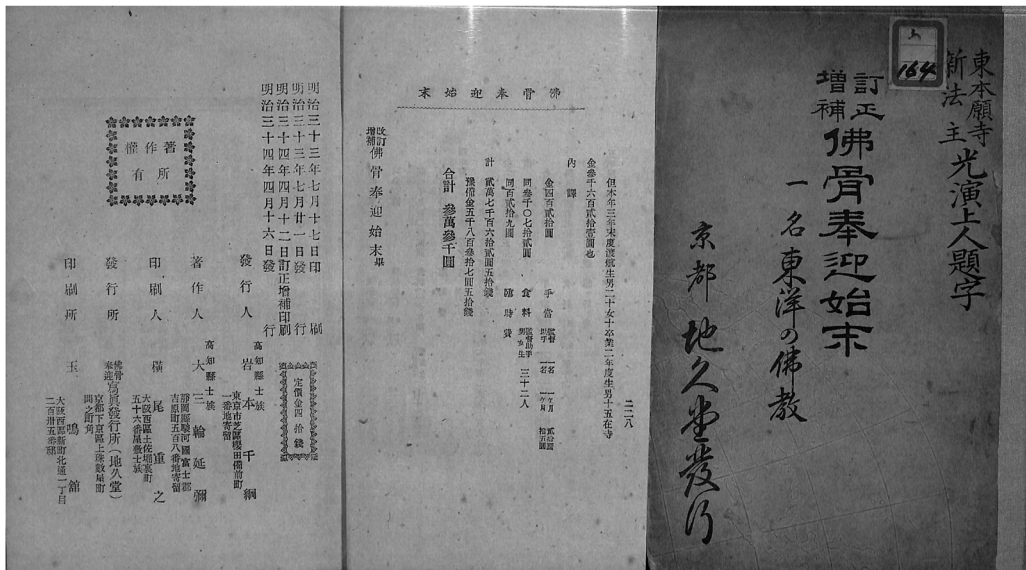


図1 大三輪延弥著『訂正増補佛骨奉迎始末：一名東洋の仏教』（1901年）表紙と奥付

¹² 稲垣がバンコクの皇后女学校に幹旋した安井てつ（哲子）とうまくいかなくなったのは，稲垣と安井の間に，宗教観，人生観などに大きな隔たりがあったからだと思われる（村嶋英治「バンコクの日本人（8），（9）」『クルンテープ』2011年3月号及び4月号，早稲田大学リポジトリ村嶋英治「バンコクの日本人」では41-50頁）。

また，三谷太一郎は，「たとえば，原は大隈外相の下で稲垣満次郎がシャム駐劄公使に任命された際，その日記に次のように記している。『又稲垣の如き…外交に無経験なる人を採用せり。曩きには矢野文雄を駐清公使となし，今又此人を用ゆ。其他にも尚ほ此くの如き者ありと云ふ。丸で外交官の何物たるを大隈解せざるに似たり』（『原敬日記』明治三〇年三月三十一日の項）（三谷太一郎『増補 日本政党政治の形成：原敬の政治指導の形成』東大出版会，1995年12月15日，78頁の注48）と述べ，原敬の酷評は「大隈が技術官僚の論理を無視して公使人事を強行」（同61頁）したからだと説明している。三谷は，原敬を外務省人事における採用試験を導入した，メリット・システムを信奉する技術官僚の如く描いている。しかし，抑も新聞記者上がりで1882年末に外務省に採用され3年余のバリ勤務ののち，農商務省に移り，1892年8月発足の第2次伊藤内閣の陸奥宗光外相の下で外務省通商局長に抜擢され，1895年5月に外務省在職わずか8年余にして外務次官に昇進した原敬には技術官僚と言える程の経歴はない。原敬は，藩閥に対抗するために，藩閥に習って自分の派閥作りに熱心であった人物であり，原が導入した外交官及領事官試験制度で第二回目に採用された4人中の一人が，原敬の親分陸奥宗光の息子廣吉であったことを考えると，原の意図が奈辺にあったかは推測できる。原敬本人やその仲間の内田康哉などと比較しても，稲垣満次郎の国際政治の知識は抜きんでており，また，国際経験は豊富であった。原が稲垣を貶めたのは，単に自分のグループではなかったというに過ぎないと思われる。

大三輪延弥著『訂正増補仏骨奉迎始末：一名東洋の仏教』（仏骨写真奉迎発行所（地久堂），1901年4月16日発行）¹³、53-54頁によれば、バンコクに帰任した稲垣は、ビルマ、セイロンの仏骨奉迎を見て、日本への分与を期待したが、タイ側からは何の申出もない。タイ側に日本に分与できるだけの仏骨が残っており、分与を願い出れば応じるかどうか不明な稲垣は、日タイ関係の重要性を認識している「達識活眼の暹羅某貴族」を通じて、非公式に打診したところ、分与可能の確信を得た。大三輪は岩本千綱奉迎準備員の補佐として稲垣に頻繁に会い、信頼も得ているので、この話のソースは稲垣自身に違いない。

ここに言う「暹羅某貴族」とは誰であろうか。テーワウォン外相は貴族ではなく王族であり、また敢えて名を伏す理由もないので、筆者は、チャオプラヤー・パーサコーラウォン文相のこことだと考える。稲垣は、ビルマ・セイロンへの分与の責任者であるパーサコーラウォンに先ず分与できる仏骨が残っているかどうかを尋ねたものと思われる。後述のように1月20日に、五世王がテーワウォン外相に、パーサコーラウォンは仏舎利のカケラを2片、別に取り分けていると語っているので、稲垣の質問に、パーサコーラウォンは肯定的に答えたのではないだろうか。

分与可能な仏骨があることを確認した稲垣は、次ぎに1月19日以前にテーワウォン外相に打診をした。そのことを外相は、1900年1月19日付ソムモット国王秘書官長宛の文書で、次のように述べている。

英国の臨時代理公使が1900年1月11日付文書でシンガポールの仏教徒も仏骨の分与を希望していることを伝えてきた。また、或る日、稲垣公使が、日本の仏教徒がビルマやセイロンと同様に奉迎団を派遣して来れば分与に与ることができるかどうかを打診した。私はビルマとセイロンへの分与は印度政府が仏骨を我方に贈与した際の条件であったので、それに従ったものだ。もう分与できるものは残ってはいないが、一応国王に希望を上げて見ようと答えた（タイ国立公文書館 ㊦82.1/7）。

これに対して五世王は翌1月20日に次のように答えた。

ビルマとセイロンへの分与の時、南ビルマの Mergui も代表団を同行させ分与を求めた。しかし、町や寺毎に分与していたら100あっても足りない。我々は国を対象として分与するのである。ビルマは仏教徒が多いので2ヶ所、セイロンは3ヶ所に分けた。Mergui の代表には既に断ったので、シンガポールの申出も同様に断る。

しかし、日本には分与できる筈だ。チャオプラヤー・パーサコーラウォンが仏骨の破片をもう2個取り分けているので、そのうちの1個を分与可能である。但し、一宗派のものではなく一国の共有物としてならば。日本は宗派が多く、政府は宗教を統治してはいないことは承知しているので、

¹³ 大三輪延弥（高知県土族、静岡県駿河国富士郡吉原町508番地寄留）『訂正増補仏骨奉迎始末：一名東洋の仏教』（発行人：高知県土族岩本千綱東京市芝区榎田備前町一番地寄留、発行所：仏骨写真奉迎発行所（地久堂）、1901年4月16日発行、228頁）。同書は、岩本千綱・大三輪延弥共著『仏骨奉迎始末』（仏教図書出版株式会社、京都、1900年7月21日発行、96頁）の訂正増補版であるが、現在のところ、所蔵が確認できる図書館は一箇所しかない。刊行後、内容に問題があったために回収破棄されたのであろうか。

どのような宗派のものになるのかを、まず詳しく知りたい（タイ国立公文書館 ㊦82.1/9）。

今回の仏骨分与問題に関して、五世王の考える仏教地域は、シャム、ビルマ、セイロンなどのパリー語仏教圏に限られており、日本に仏骨を分与しようという発想は見られなかった。稲垣の申出によって、五世王は初めて日本の仏教徒を意識したのである。五世王は、前述したビルマ、セイロンへの分与の場合と同様に、仏骨は限りがあるので、一国の仏教徒全体にしか与えられないという条件を付した。但し、五世王には、日本の仏教諸宗派の団結や統一を促進するために容喙するという発想は全くなかった。ところが、五世王の付した条件を、石川舜台や稲垣は奇貨として、自説に合わせて利用した。

外相から五世王の仏骨分与の方針を知らされた稲垣は、1月27日に以下のような正式の照会文をテーワウォン外相に出し、2月1日には同外相から分与可能の文書回答があった。

稲垣公使の照会文

書翰を以て啓上仕候今般印度政府より神聖なる釈尊の御遺形を暹国王陛下に贈呈致し候事誠に世界唯一の独立仏教国の元首に渡らせ給ふ十善の仁王たる陛下に対し其尊位に適合せる贈物と奉恐察候

陛下の宏徳に渡らせられ候事は内外の等しく欽仰し奉る処にして今更々々の要無之候去れば曩に印度政府より御受納ありし御遺形を更らに緬甸錫蘭の同教徒に御分与有之候事殊更自他平等の聖徳を發揮せられし事と奉存候

賢明なる殿下には夙に熟知も有るが如く我邦も亦古来の仏教国にして現在の信徒三千余万之が教導の僧侶亦七万を超へ国内の宗派十二宗三十六派に分れ候而して我邦在来の仏教は古来南方亜細亜の勢力ある仏教の一派所謂南方仏教に対して通称北方仏教なるものにして暹羅国其他南方亜細亜の諸仏教国に対しては（勿論彼等の宗派をも含める）仏教権興の本土として認め居候

故に小生は此際聖物分与の恩典を我國民に与へ玉ふは日暹両國民を一層親密なる一致に導き更らに同一種族同一宗教同一語原の同情緊切ならしめ以て向來益兩國の紐帯たらしむるには実に無上の好機会に逢遇せる事と信ずる者に候

小生は^後來〔從來〕屢々陛下に咫尺し奉るの榮を得て陛下の寛仁慈愛の宏徳を保たせられ玉ふ事を熟知候得者茲に敢て不遜を顧みず陛下の聖徳に鑑み謹で我邦多数の仏教徒をして聖物の分与を得て陛下の臣民及他友邦信徒と同じく十善帝王の徳澤に浴せしめん事を希望する者に候公愛慈仁なる陛下は必ず之を納れさせ給ふ事に於て毫末も顧慮を要せざる事を確信する者に候叡聖文武に渡らせ給ふ暹羅国王陛下は日本及各仏教国の信徒が世界帝王中の唯一なる仏教外護の帝王として瞻仰し奉る処に候得ば今此仁王の親しく聖物分与を賜らんか日暹両國民をして同一教法より同一種族たるの感を一層深からしむると同時に陛下仁慈の聖挙が両國民を接近して益々親密ならしむるに無限の勢力ある事は聡明なる殿下に向て小生敢て屢々を要せざる次第に候小生が微衷幸に陛下の御嘉納を得ば更に本国より御遺形奉迎の為め來暹すべき委員之儀に付ては可成日本総仏教徒を完全に代表すべき者たらしむる事は小生微力を惜ざるべく又た御遺形保存の場処及方法如何に関しては各宗派の代表者に一任すべきものと存候得共小生竊に旧都平安城は

今日尚仏教各宗派の淵叢地たるを以て多分同地を撰定可致事と存候左様相成候節は之を贈与し玉へる大施主たる 陛下の尊位も聖物の威霊に対して相当なる方法を以て永遠に保存すべきは信じて疑はざる処に候 殿下幸に此拙書を 陛下の勸覧に供へ奉り聖慮の在る処を御都合次第御通知被下候へば幸甚此事に御座候敬具

千九百年一月二十七日 日本帝国公使館 稲垣満次郎
デバウオング [テーワウン] 親王殿下

暹国外務大臣の回答文

拜復陳者一月二十七日付釈尊の御遺形を日本仏教徒に頒与の事を我国王陛下に執奏の儀に関する尊書を天覧に供する栄を得るの欣喜を伝申候我陛下元より 日本皇帝陛下の保有し給ふ尊位を御熟知あらせられき且つ貴下御詳陳の事実充分御認得の上陛下は貴下の高見を納れさせ給ひ且つ聖物受取の爲め日本より派遣の委員は喜んで受けさせ給ふべき事を貴下に報ずべき事を小生に勅命に有之候

尚又陛下には右 [上] 聖物は国家より国家に対する贈物にして特に或宗派に贈る者に無之実に之を以て両国親交上一致の紐帯たらん事を御希望あらせらるる旨貴下に報ずべき事をも併せて小生に勅命有之候敬具

千九百年二月一日 外務省 デヴァウオングセ [テーワウン]
稲垣満次郎

(野原稲蔵『釈尊遺形奉迎記事』日本大菩提会本部, 1901年3月10日, 7-11頁)。

1月27日の照会文で稲垣が公使の肩書を使用していないのは、青木周蔵外相の承認を得ていないことを示している。また、照会文で稲垣は仏骨奉安地として旧都平安城(京都)を挙げている。これは、東京の皇居前奉安という石川舜台の考えとは異なっていることから、この時点では稲垣、石川の両者間には未だ連絡がなかったことを示すものと思われる。なお、後述のように石川との連絡が岩本千綱準備員を通じてできた後の5月19日には、稲垣は東京で奉安殿建設の定礎式に、タイ僧侶が奉送使として訪日することを求めている。

さて2月1日付けでテーワウン外相から書面回答を得たのち、稲垣が日本の仏教各派にこの旨を伝える手紙を出したのは、それから11日を経た2月12日のことであった。

外務省記録3.10.1/8「宗教関係雑件」第一巻中に「明治三十三年三月 暹国王陛下より釈尊の遺骨を我国の仏教徒に御贈与の件」と題したファイルがあり、下記の文書から始まっている。

公第十号(卅三年三月三日接受 主管政務局内田康哉印, 受第2505号, 上部に大臣[青木周蔵], 次官[高平小五郎]のサイン)

当国王陛下より釈尊の遺骨を我国の仏教徒に御贈与の件

昨春印度政府は同国ピブラハワ [Piprahwa] に於て発見せられたる釈尊の遺骨をば仏教国として世界唯一の独立国なる当国王陛下に贈呈致候ひしが当国王陛下には博く之を世界の仏教国に頒つ御聖志あり今一月には錫倫緬甸の両地より委員を派し盛大なる儀式を以て仏骨の頒を得申候

当時本官は〔シャムの〕外務大臣に宛て私信を以て二千万の仏教徒を有する我邦に対し或は仏骨御贈与の御聖旨無之哉陛下に御伺有之度旨依頼致候処今回外務大臣より陛下には我国仏教徒に対し仏骨の一部を頒与あらせらるべき御聖旨に出でられし由を報じ来り更に右仏骨は我国仏教徒全体に贈るものにして特に或る一宗一派に与ふるものに非ず換言すれば暹羅国より日本国に贈るべき旨を附記致候

前陳の次第に候得者本官は去十二日我邦仏教各派管長に宛て適當の委員を選抜派遣すべき旨勸告致置候右〔上〕為念及御報告候敬具

明治三十三年二月十四日

在暹弁理公使稲垣満次郎

外務大臣子爵青木周蔵殿

各位倍々御清適為邦家奉大賀候

小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに仏、回、基所謂世界三大宗教の中に就て仏教は前後兩印度より支那日本に亘りて尚数億万の信徒を擁す若し夫れ一朝好機の乗すべきあり此等南北兩仏教の一致を計り数億万の信徒凝つて一塊石の如くならば其勢力や真に計るべからざるものあり仏教是に至て世界に雄飛し得べく仏教如斯にして二十世紀文化の上に一大光明を發揮すべし仏教徒の天職亦実之に存する事と信候誠之を小にしては日本仏教徒を打つて一丸となし大にしては世界仏教徒の一致を計り茲に仏界の一新時期を画し暗中の大飛躍を試むる事今日仏教界の急務にして諸氏等先達の責任亦是にあることと信候

而かして小生は今諸氏と共に仏教一新の好機到来したるを祝せんと欲するものに御座候夫は諸氏も御承知の如く昨春英領印度政府は同国ピルラハラ〔Piprahwa〕に於てベッペ氏の発見したる釈尊の遺骨及遺灰其他の遺物（遺物発見の記事別紙御参照相成度候）をば仏教国唯一の独立国たる当国王陛下に贈呈し当国王陛下亦空前の盛式を以て之を迎へ給ひしが陛下には右〔上〕聖物を各仏教国に頒ち世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり而して今一月には錫倫島及緬甸の兩地より委員を派遣し盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候然るに這回当国王陛下亦右聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり小生の指して以て仏界一新の好機となすは即ち此事に御座候

抑も聖遺聖物なるものの如何に教徒の熱信を昂かめ渴仰を加ふるかは今更呶々を要せざる処に候彼の露国莫斯科府のカセドラル・オフ・アッサンプションに於ける黄金龕中基督磔刑の古釘が常に巡拝の善男善女をして隨喜の涙を墮さしむるが如き或はクリミヤの大戦亦其遠因を聖地ゼルサレムの事に発し或は独帝ゼルサレムに巡拝し給ひしが如き所謂聖地聖物なるものの如何に歐米基督教国の民に渴仰せられつつあるかを推知するに難からず候

這回の事実に仏教界空前の盛事たり諸氏宜しく此好機に乗じて南北仏教の一致を計り以て世界仏教徒の惰眠に鞭ち仏界一振の盛挙に出でられんこと熱望に不堪候

当国王陛下が我国仏教界に対し聖物御贈与の聖旨に出でられたること既に当国外務大臣より通知有之且つ我邦よりの派遣委員に対しては謁見等の御厚待をも賜はるべき旨是れ亦外務大臣の通知に接し申候但し陛下の聖旨特に之を或る一宗派に贈るにあらずして我邦仏教徒全体に賜ふもの

に御座候

右 [上] の次第に候得者我邦仏教各派の中より可成高德博学にして英語を能くする仁数名を委員に御撰び相成至急御派遣相成度候敬具

明治三十三年二月 日

在暹羅国盤谷府日本帝国公使館

稲垣満次郎

上記の 1900 年 2 月 14 日付青木周蔵外務大臣宛公第 10 号添付の各宗派管長宛書簡は「二月 日」として、日にちを入れていないが、二月十二日付を以て書簡を發したことは、葦名信光『釈尊御遺形奉迎紀要 中篇』（日本大菩提会本部、1902 年 9 月 15 日）の 23 頁より判明する。この管長宛て書簡は、『浄土教報』390 号（1900 年 3 月 15 日号）12-13 頁や『十善宝窟』1900 年 3 月 15 号などにも掲載されている。稲垣は 2 月 12 日付けで仏教各派管長宛に、奉迎使派遣を求める文書を出したのち、2 月 14 日付けで、青木外相に念の為事後報告したに過ぎないことが判る。

稲垣は「陛下 [五世王] には右 [上] 聖物を各仏教国に頒ち世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり」と述べているが、五世王が国外の仏教徒に働きかけて「世界仏教の一致」を構想していたとは、到底思われぬ。「世界仏教の一致」は、稲垣自身の思想である。

五世王は、少数の仏教徒しかおらず、かつ仏教徒が何等の影響も有していないロシアに最初に仏骨を贈与した。これは仏教徒の団結という趣旨ではなく、ロシアとの友好関係がシャムの利益になると考えてのことである。シンガポールやメルグイの仏教徒には贈与せず日本には分与したことも、単に残っている量が少ないというだけではなく、シャムに取って政治的重要性の考慮があったものと思われる。五世王は、ロシアに頼る前には、日本との友好強化によるフランス牽制も考えたことがあるからである¹⁴。

稲垣は公使の肩書きを用いず個人名での書簡で、日本の仏教各宗派の管長に仏骨奉迎団の来タイを訴えた。稲垣は、1 月 27 日にテーワウォン外相に宛てた書簡でも、公使の資格は用いていない。これは 1 月 27 日時点でも 2 月 12 日時点でも青木外相の承認を得ていないことを示している。

稲垣は青木外相の承認があれば、タイ政府に対して重みのある公使の資格を用いたはずである。稲垣は、青木に取って承認を求めなかったのか、或は求めたが青木の賛成を得られなかったかのいずれかである¹⁵。

稲垣は日本の仏骨奉迎を機として、南北仏教徒の団結を促し、仏教徒を国際政治上の一勢力にしようと言う遠大な構想を持っていた。当時の外務省幹部にはシャムは眼中になく、却って稲垣駐シャム弁理公使の積極的な外交活動を厄介視することを稲垣は見越して、大多数が仏教徒である日本人の世論に働きかける方策を選び、外務省に邪魔されないように、青木外相には事後報告に止めた可能性が

¹⁴ 村嶋英治「岩本千綱の『暹羅老撾安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」『アジア太平洋討究』27号、2016年、32-33頁

¹⁵ 日本近代仏教史の研究者 Richard M. Jaffe は、1900 年の仏骨奉迎についても書いているが、日本外交史の理解に問題があるようである。例えば仏骨奉迎団は明治政府の命令で組織されたなど、事実とは異なる説明が目につく (Richard M. Jaffe, *Seeking Śākyamuni: South Asia in the formation of modern Japanese Buddhism (Buddhism and modernity)*: The University of Chicago Press, 2019, p. 198)。

考えられる。もう一つの可能性は、稲垣は実際に青木に五世王分与の意図を通報し仏骨奉迎を具申ししたが賛成を得られなかったというものである。

後者に関しては、仏骨奉迎に関わった日置黙仙や岩本千綱の次のような発言がある。

奉迎使の一人、日置黙仙は、帰国間もない1900年8月18日に行った法話で次のように語っている。

偕て又た他の印度緬甸、錫蘭等は矢張仏教国で殊に英領ですから何れも本国政府へ暹王に御付与の如く拝戴致し度旨を願出ましたが英国政府は既に仏骨は皆暹王に贈与せられたるに依て此願意を容ると同時に勅を駐暹英公使に下して領土なる緬甸、錫蘭、へ仏骨を分与せられ度旨を暹王に請はれたるに暹王は喜で此請を受け何れも各公使の手を経て御分与になりたと申すことで於之我駐暹公使稲垣満次郎氏謂へらく我日本国も千有余年前より上は天皇陛下下庶人に至るまで仏教崇信の国である良し仏骨頒与を願はばやと旨を吾外務省に通牒されたるに青木外相は至て冷淡にして刻下国務の多端を以て謝絶せられ彼の英国政府の如き比にあらざれば稲垣公使は之を先づ縁あつき大谷派本願寺に紹介せらると大谷派本願寺に於ては歡喜措くなく直に奉迎請願の旨を回答せられたり¹⁶そこで公使は之を暹国政府に手続をせられたるに陛下の勅旨には日本の仏教は各宗各派ありと聞く一致合同して奉迎せんとならば速に頒与し呉れんと是に於て公使は書を各宗管長に贈られたので御ざいます（日置黙仙『暹羅紀行法話』1900年12月1日、8-9頁）。

また、石川舜台から奉迎準備員としてタイに派遣された岩本千綱は次のように語っている。

岩本千綱氏の談話 同氏頃日往訪の某記者に語りて曰く前年英国政府が其所轄なる緬甸錫蘭の爲め暹羅政府に向ひ仏骨の分贈を請ふや英国公使は其国命を帯て斡旋せしなるが、今回日本の仏骨奉迎につきてはかかる便宜なく、青木外務大臣は稲垣公使に打電し成るべく関与せざる様訓令したる程なれば、公使の苦心一方ならず、漸やく一個人の資格にて種々斡旋[を]なし、幸に好都合暹羅王宮にては奉迎正使を遇するに皇族の資格を以し、此奉迎に関して朕は及ぶべきだけ便宜を与ふべしと優渥なる勅語を賜ひき（教学報知1900年7月21日号）。

日置も岩本も、話のソースは稲垣から直接聴取の筈である。もし稲垣が青木外相に具申したのなら、それは五世王の日本への分与の意図が示された1月20日から稲垣がテーワウォン外相に分与の要望書を出した1月27日の間か、遅くとも各宗派管長宛に奉迎使派遣を呼びかけた書簡を出した2月12日までの間のことである。いずれの期間にしても、電報に依り連絡する方法しかないが、前述の外務省記録3.10.1/8「宗教関係雑件」第一巻中に「明治三十三年三月 暹国王陛下より积尊の遺骨を我国の仏教徒に御贈与の件」には、そのような電報が見出し得ないのは不思議である。

¹⁶ 鳥居法城『仏骨渡来之顛末』郁文舎、1901年6月1日、19-20頁も、稲垣が外務省に通牒したが、青木外相は国務多端を理由に謝絶した、大谷派に告げると歡喜して奉迎を回答してきた、と記している。鳥居は出所を示していないが、日置の『暹羅紀行法話』と殆んど同文なので鳥居の記述は日置の法話に依ったものであろう。

5. 岩本千綱の大谷派石川舞台への通報

五世王の日本への仏骨分与の知らせを、日本で最初に受け取ったのは、1899年10月に着任したばかりの初代駐日シャム公使、プレイヤー・リチロンロナチェート（1853-1929）である。受領日は1900年2月22日以前であり、それは稲垣の各管長宛書簡が日本に届く10日ほど前のことである。

駐日公使はライン上の上司テーワウォン外相から通知を受けたものと思われるが、パーサコーラウォン文相からの通知の可能性も否定出来ない。というのは、リチロンロナチェート公使は、パーサコーラウォンの妻プリアンの弟であり、稲垣公使の報告によると、リチロンロナチェートは外国語が出来ないにも拘わらず、義兄のパーサコーラウォンが駐日公使に強引に押し込んだ人物であるからである（外務省記録6.1.8/4-20「在本邦各国公使任免雑件、暹国の部」）。パーサコーラウォンは、1888年3月以来養ってきた部下の山本安太郎を駐日公使館の雑用係として義弟に付けて東京に送り出した。リチロンロナチェートは、初代駐日公使として1899年10月初めに来日し、10月19日に信任状捧呈、1901年7月26日に離日した。彼の在日期間は、1年10ヶ月弱であった。

パーサコーラウォンは1888年1月に、「修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言」の批准書交換（同年1月23日）のため訪日した際、タイで教育して日タイ交流の人材に育てようと考え日本で2少年をスカウトし、バンコクに連れて来た少年の一人が山本安太郎（1872-?）である。この時には生田得能（織田得能）、善連法彦らも同行し、両人もパーサコーラウォン邸に住み込んだ¹⁷。山本はタイ語教育を受けてタイ語の読み書きにも通じ、パーサコーラウォン文部大臣が、雇用した日本人画工の通訳として使ったこともある。

岩本は山本安太郎を頼って1892年2月に初めて訪タイし、パーサコーラウォン邸に同宿して以来、山本とは知り合いであった。

シャムの駐日公使館の山本安太郎¹⁸から在京中の岩本に連絡があったのは、以下のように1900年2月22日であった。

其〔稲垣公使及び遠藤龍眠の〕檄文の到着（つか）ぬ前から此事に奔走した人が有る、是れが此度の奉迎準備員岩本千綱君で有る、今此人が檄文到着前の運動は彼暹羅公使や、東本願寺に關係するはなしにて、言はば仏骨奉迎の初音で有るから、内地の話の序開に之から話すでしょう。夫れはドー云ふことかと云ふと、本年（明治三十三年）二月二十二日の夕方有つた、兼ねて知人なる暹羅公使付通訳官山本安太郎氏の許より、急便の手紙が、岩本君の処へ着いた、之を披見して見ると、何にか大至急を要して、暹羅公使が岩本君に面会したいことが有るとの要領で有つた、そこで、岩本君は翌二十三日の早朝に、麻布区（東京）霞町なる、暹羅公使館へ往て、山本通訳官と共に、駐日暹羅公使館伯爵リチロング氏に面会して、急件の趣を聞いて見ると、夫れが他にもない、則ち本国暹羅に於ける、仏骨奉迎の一条で有つた、然るに、此話をするに就ては、彼の従来仏教界に縁うすき岩本君が、如何なる由縁（ゆかり）ありて此件に關係するようになった

¹⁷ 村嶋英治「1890年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業：渡タイ（シャム）前の経歴と移民事業を中心に（上）」『アジア太平洋研究』26号、2016年、172-174頁

¹⁸ 「暹羅公使館訳官山本安太郎」は、仏骨奉迎団に大谷派随員11名中の一人として加わっている（『釈尊御遺形奉迎紀要 中篇』48頁）。

かと云ふことは、本題に入る順序として、一応弁じておく必要が有る、其順序の大綱領（あらまし）は、同氏と暹羅との関係が、第一素因で有る、暹羅公使も此当時に於ては、日本の知己として、岩本君より外に相談する人が無つた、然れば岩本君が、従来の日暹間に於ける、経過が、遂に仏骨奉迎に関係したもので、言はば通訳同様の資格にて、別に仏教の信仰上に関係のない人かと、云ふことは苟くも教法界上、劈頭第一に研究すべき問題で有る、処が、此事は余が（大三輪信哉）某新聞紙上に於て、同氏の演説に托付（かこつけ）て、同氏が日暹間の関係より布（ひ）ひて、仏教の信仰まで演説したものが有るから、之を一応読んでもらへば判然（『訂正増補仏骨奉迎始末』72-73頁。『仏骨奉迎始末』39-40頁も同趣旨）。

この件を、岩本は旧知の大谷派参務石川舜台に速報した。岩本のタイ関係人脈の一人、一木斎太郎¹⁹が、石川の宗教法案反対運動の一翼を担い院外団的な活動で貢献したが、岩本も、この活動に加わっていた。その見返りとして、岩本は後述の南亜宣教会計画に石川の協力を期待していた。

余〔岩本千綱〕に福音を伝へたる天使は、本邦駐在暹羅公使ビヤ^{ママ}ーリチロング氏なりし、否氏が紹介は、日本国民大多数の渴を医する甘露なりき、余は公使の言に因て其歡喜狂せん計りなりき、公使は実に仏骨奉迎を日本に紹介せし劈頭第一の恩人なり、而かも公使は他人とも云はず、不肖狂士を選んで紹介の任に当らしめたり、事載せて仏骨奉迎始末に在り、余が対暹の辛酸を知て十年一日の孤忠を憐れむの人は、彼に在つてスリサツク侯なり、此に在ては石川舜台師なり、左れば余は此福音を背に負て同師〔石川〕の許に至れり、同師は之を以て大谷派法主猓下に上申し、更らに反（かへつ）て一本山の議に上せり、已にして在暹稲垣公使及遠藤留学僧の飛檄は、我各宗に達せるに遇ひ師は之れを管長會議に付して奉迎決行の迅速を望めり、而して該件の重望と責任は大谷派の上に懸れり、法主猓下及新門主、意気最も軒昂、豪毅師の如き人、此に臨んで何んぞ躊躇するを待たんや、即ち余は〔を〕^{ママ}拉して暹羅に到り宗教視察の傍、専ら奉迎準備に当（あたら）しむ、公使稲垣氏は余と旧交に於て慊焉たらざるもの²⁰、而かも今回の会見旧情拭ふが如く、肝胆相照らして疑はず、能く余をして任務を尽さしめたるは、公共上深く感謝する処たり（『訂正増補仏骨奉迎始末』82-83頁）。

6. 石川舜台の仏骨奉迎の意図

石川舜台（1841-1931）は、1897年2月20日から1902年4月22日まで大谷派参務として、気宇広大な思想に基づき様々な事業に手を出した。その結果として、大谷派に多大な借金を残すこととな

¹⁹ 一木斎太郎（1859-1910）は、山崎喜八郎（1867-1912）、門司軌（1861-1922）とともに、1898年5月にタイのラヨー県島の森林伐採権をタイ政府に申請したが、取得することは出来なかった（村嶋英治「バンコクの日本人（64）、（65）」『クルンテープ』2015年11月、12月号）。

²⁰ 稲垣は、岩本が移民事業を開始した1894年当時から岩本を信用しておらず（前掲村嶋論文「1890年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業：渡タイ（シャム）前の経歴と移民事業を中心に（上）」192頁）、更にスラサックモントリーが1895年2月に岩本に日本で装飾直しを依頼した日本刀を、岩本が日本で入質したままスラサックに返却しなかった件で、1898年前半に、スラサックから取り戻しを依頼されて稲垣は斡旋せざるを得なかった（村嶋英治「バンコクの日本人（36）」『クルンテープ』2013年7月号）。しかし、今回は仏骨奉迎を成功させるため、稲垣は石川舜台が準備員として送り込んだ岩本とは協力せざるを得なかった。

り、その地位を逐われた。

石川が東本願寺に残した負債整理を依頼されたのは、井上馨であるが、井上馨の伝記は「東本願寺整理問題」と題して次のように記している。

[明治] 十五・六年の頃に於ける公 [井上馨] の東本願寺負債整理については既に之を述べたが、その後二十年を経た三十五年に、再び大借財をなし、凡そ三百万円を超過する巨額となり、東本願寺に於てはその始末に窮して、又もや公にこれが整理を懇請するに及んだ。今その負債の由つて来る所を見るに、三十年二月に石川舜台が富山県石動町道林寺住職から再び東本願寺に入つて、参務の資格を以て寺務を統轄するに至つて以来、彼の執つた膨脹政策に因をなしている。東京市外巢鴨監獄教誨師問題・政府の宗教法案反対問題の成功で、頓に名声を贏得した舜台はその勢力を利用して、巢鴨に真宗大学を起し、又支那方面に於ては従来上海だけに学堂があつたのを、蘇州・南京にも之を設立し、朝鮮に於ても釜山・元山・仁川・京城・木浦の各地に新設して大いに布教を企て、更に三十四年には大谷派本山分立三百年記念の大法要を営む等、あらゆる方面に巨費を投じて無謀にも布教の拡張を試みた。加之北海道天鹽に炭礦を買収し、又六条生命保険会社を創設する等、柄にも似合はぬ利殖の策を講じたが、孰も失敗に終つた。このやうな始末で、三十年一月に渥美契縁内局の辞任の際は、二拾余万円であつた負債が、石川内局となつてより僅か数年の間に二百四十余万円に嵩んだ。畢竟、参務として本山事務を統率し、また会計部長として会計事務を指揮した鹿放豪邁の舜台が、会計局長として交々本山財務の衝に當つた堅田勝増・平野履信、及びその属僚であつた録事藤溪深誠と結託し、本山の会計法及び会計規則を無視した金銭の浪費に結果したものであつた。この巨額の負債に驚いた法主光瑩 [1852-1923, 1889-1908年 22代法主] は、直ちに三十五年四月二十二日を以て本山役員を更迭し、信徒の内より会計評議員百数十名を選任し、その中より調査掛数名を任命して、会計の調査をなさしめた。その結果石川等一派の四拾二万余円の行衛不明金額をも見出すに至つた²¹ (井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝 第五卷』1934年, 131-133頁)。

岩本千綱から通報を受けた石川舜台は仏骨奉迎を決断した。その意図は、極めて壮大な構想に基づいていた。石川は、仏骨奉迎を回想して次のように語っている。

仏骨奉迎當時を追想し今日に及ぶ

これに就て年寄の昔話は余り感心しませんが、先年明治三十一年か二年であつたが、暹羅の国王が日本仏教徒へ釈迦如来の仏骨を寄付するといふ事を申して来られた時、各宗へ交渉した結果、それは結構であるが、仏舍利などは各宗共に皆既に安置してあるからいらぬと云ふ、のみならず、それを迎ひに行かねばならぬが、迎へてからどうすると云ふ考へがつかぬから、断らうでは無い

²¹ これを不正事件と見て、東本願寺は石川外3名を京都地方裁判所検事正大竹長寿に告訴する告訴状案を作成した(実際には告訴せず)。告訴状案に添付されたと思われる「石川舜台の経歴」(国会図書館憲政資料室『井上馨文書』中の、項目705番「東本願寺財務整理問題」内の第58文書)が存在する。この経歴は、舜台をよく知るが舜台と対立した側からのものであり、中傷、偏見が少なくないと思われるが、他では紹介されていないようなので、本稿巻末に付属資料Ⅲとして掲げている。

かと云ふのが当時各宗当局者の意見でありました。そこで私は大谷派丈で御迎へをするがそれで異論はないかと云つたが、無いと云ふ事であつたから、愈々さうしようと云ふ事になつた、すると急に又各宗から参加しようと云ふ申出があつた、私の方では元々それを望んで居たのであるから、更めて一緒に御迎へすると云ふ事になつた。当時の新法主只今の法主が正使となり各宗が副使となつて奉迎せられた、処が私の考へとは話が少し間違つて来ました。

釈迦を中心として仏教総括の計

私の考へでは、仏骨を日本仏教徒へ送りたいと云ふのが暹羅国王の意志である、又日本に於て他国の王から日本仏教徒へ仏骨を寄付せらるると云ふ事は、これ迄に例のない事である。今一つは暹羅といふ国は印度と日本との間にあつて、而も今の東洋の多くの国は白哲人の付属となつて居るのに、暹羅丈は独立であるから、日本は是非とも此国を助けねばならぬ、仏教は勿論釈迦如来一人の口から出たもので、各宗が分れて居るとは云ひ条元は一つであるから、畢竟一つにならねばならぬものであると考へた。のみならず、外国では宗教と主権者とはどう云ふ関係になつて居るか云ふ事は、外国を見て来た人は誰でも知つて居らるるでありませうが、私は此機会に其仏骨を日本に迎へて何宗と云ふ事はなく、釈迦如来殿とか、大雄殿とか名けて、二重橋側の空地(当時岩崎の所有であつた)を岩崎に寄付せしめて、御寺のやうなものを建て、各宗全体をここに総括し学問もそこでするやうにしたいと考へて居た、宗派は合併するに及ばぬが学問とか外国布教とかは、一緒にして出来ぬ事はない、故に此仏骨を以て此寺の本尊とし、ここを世界仏教の根本道場としたいと考へたのであります。処が仏骨が到着すると、各宗争つてそれを自宗のものにしようとした、けれどもそれは甚だ本意であり、暹羅国王の意志にも反する訳であつて誠に話にもならぬ事である。かう云ふ次第でござつて居るうちに私自身は本山から免職になつて帰国して仕舞ひました。其後名古屋に日暹寺と云ふが出来、何宗と云ふ事はなく、其処に其仏骨を安置する事となつたのは、せめてもの心癒やせではあるが、これを世界仏教の中心にしよう云ふ私の計画を全く水泡に帰して仕舞ひました。これは当時の仏教徒の海印三昧が今少し大きかつたならば実現が出来たであらうと思ひますが、それが出来なかつたのは遺憾である。尚それに就て暹羅国王及び同公使等の助力を乞はうと思つて居た事もあつたが、凡て駄目になつた。思ふに仏教各宗は皆釈尊一人の教である、然るに同じ仏弟子中に於て須菩提は空宗を羅喉羅は律宗と云ふやうに各々別々の宗旨を立てて相争ふと云ふ事は、仏の思召に合はぬに相違ない、けれども既に来て仕舞つた以上は無下に毀すと云ふ事は人情として出来ない、でこれは其儘にして置いて、力を併すこと丈は出来得る限りするがよい(『中外日報』1919年7月13日)。

石川の構想では、仏骨を迎えて東京の皇居前の現在の丸之内地区に各宗派共同の釈迦如来殿的な物を建立し、ここを各派が共同で学問し、共同で海外布教する中心地とし、更には世界仏教の中心地にしようとするものであった。

1940年10月に鹿野久恒(かの・くごう、1883-1958)²²を実行委員長として石川舜台老師頌徳記念

²² 石川県現かほく市大谷派仏願寺住職、東本願寺の根室・横浜別院の輪番、東京別院の副輪番、難波(大坂)の別院輪番などを歴任。県立尋常中学校七尾分校在学中の分校主任西田幾多郎や清澤満之の顕彰、更には石川県出身の石川舜台、暁鳥敏、鈴木大拙などの顕彰に努めた(七塚町史編纂専門委員会編『七塚町史』1976年、832頁)。

会が発足し、鹿野は大谷大学教授多屋頼俊（たや・らいしゅん、1902-1990）教授に『石川舜台老師伝』の執筆を依頼した。多屋は丸二年を舜台伝の編輯に没頭し原稿用紙千枚を超える大作を完成させたが、戦中の紙不足等により刊行できなかった。戦後1951年になって、鹿野久恒編『傑僧石川舜台言行録』（仏教文化協会、1951年）が刊行された際も、鹿野は同書288頁で上記舜台伝は「当分刊行の見込なきを以て、他日に期する」と断っている。仏教によるアジアの連帯、日本仏教のアジアへの進出を唱えた石川の思想は、戦後に読者を得ることは困難であったためであろうか。とにかく、舜台伝の大著は今日に至るまで刊行されていない。ただ、多屋の舜台伝のエッセンスと覚しきものが、多屋頼俊「舜台の面影」（鹿野久恒編『傑僧石川舜台言行録』260-274頁）と、多屋頼俊「石川舜台と東本願寺」（『講座近代仏教第二巻』1961年、153-170頁）に掲載されている。多屋のこの二論文には、仏舎利奉迎に関して他には見ない事柄が記されている。

多屋頼俊は「舜台の面影」で次のように述べている。

明治三十年再び内局へ入った時は日清戦争直後の事で大陸開教の必要は一層切実になつていた。そこで舜台は時の新法主たる句仏上人を初め恵日院、能浄院、浄暁院の若い三人の連枝を本山から飛び出さしめ一挙に支那及び台湾の開教を大々的に始め、上海、蘇州、杭州、南京、重慶、泉州彰化（台湾）等²³に教会を設け朝鮮の開教にも一段と力を入れた。国内的には真宗大学を〔明治34年11月に〕東京に進出せしめ清沢満之を起用して人材の養成に努めたのである。而して明治九年十月頃の大陸開教は東本願寺だけの力で行つたが、明治三十年には全日本仏教の大同団結をせしめやうと考へ、そのために宗教法案運動、ついで暹羅からの仏骨奉迎——今名古屋にある覚王山日暹寺の設立運動をしたのであつた。而して一方これらの運動の永続的資金を得るために北海道の炭鉱農場の経営、日本と暹羅との合同銀行の設立等を計画したのであつた。これを更に要約すると舜台の政策の根幹は日本仏教に依つて日本を統合する、進んで外国仏教徒との協同を計つた。

それで第一に仏教に依つて世界を宗教的に指導しようとしたのである。思ふに仏教を最上の宗教と信じこれに依つて安心立命している僧侶が、それに依つて全世界の人間を精神的に導かうとする事は当然の任務である、必然の使命である。舜台はその使命に忠実であり、その政策は雄大であつたのである。

第二に日本全仏教徒の大同団結、これ亦甚だ遠大且つ困難な問題である。然し日本が江戸時代の如く外国との交渉がなく、国内は皇室を初め奉り一般庶民に至るまで一人も残らず仏教徒であつた時代は兎も角、明治以来外国の大資本を基礎として基督教が日に月に進攻して来、一方日本仏教の海外進出が強く要望せられている時、十三宗五十六派の日本仏教が旧体依然互に一国一城の主の如き顔をして学問に於ても実行に於ても排他的行動を旨としていては国家の役にもたない事は勿論、仏教各宗派も滅亡するより外に道は無い。此処に於て舜台は仏教各宗派が利害を同じくする宗教法案問題を捕へて各宗派合同の礎地を作り仏骨奉迎に依つていよいよ各宗派の大同

²³ ここに例示されている開教地名は不正確である。また閩南の廈門、漳州が落ちている（村嶋英治「南清日本仏教布教者のシャム華僑布教渡航：20世紀初頭の中国・タイにおける日本仏教布教の共通性と布教権問題」『アジア太平洋討究』42号（2021年10月）参照。

団結に着手したのである。思ふに各宗派が各自の小教団の現状維持を第一とし合同は呑むとか呑まれる事が等と危懼しては問題にならない、聖徳太子に歸り、釈尊に歸つて四生の終歸万国の極宗たる仏教を真に四生の終歸万国の極宗たらしめるためには蝸牛角上の争を止めて大同団結するより外に道は無い筈である。

第三に外国仏教徒の提携、仏教の世界的進出を計るには、国内各宗派の合同を計る丈ではなく外国の仏教徒と緊密な提携をしなければならない事は言ふ迄もない。舜台は支那、満洲、蒙古、西藏に絶対的勢力を占めるラマ教との提携を早く明治七、八年から計画していたが北清事変を契期として遂にラマ貫首を日本に招致し相互援助について堅い約束をし、また江戸時代の日本よりも遙かに強国〔固〕な仏教国たる暹羅と仏骨に依つて密接な関係を結んだ事は今日から顧みても実に鮮かな手を打つたものであつて、支那及び暹羅に於いては宗教的にはどんな活動でも出来る丈の確固たる基礎を築いたのである。千三百余年の今日仏教史に於いて外国仏教徒に対して此の如く鮮かな手を打つたものは一人石川舜台があるのみで他に類を見ない所である。而してこの見事な成功を思ふにつけ、舜台がこの方針を継続して実行する事が出来ない状態に陥らしめられた事を返す返すも遺憾に思ふ次第である（多屋頼俊「舜台の面影」鹿野久恒編『傑僧石川舜台言行録』、261-265頁）。

また、石川舜台老師頌徳記念会は、1940年11月28日に金沢市公会堂で石川老師十年の追悼法要を挙行し、記念会実行委員の一人で晩年の舜台と親交があつた、大政翼賛会常任総務代議士永井柳太郎が追悼演説を行った。この演説は、「傑僧石川舜台先生」と題して『永井柳太郎氏興亜雄弁集』（1944年）に採録されている。永井は次のように述べている。

石川先生が二度目に寺務総長になられたのが確か明治三十一年〔正しくは明治30年2月22日〕かと思ひますが、その二度目に寺務総長になられた時に有名な仏骨をシヤムから奉迎するといふ事件が起つたのであります。お釈迦様の御骨が、最初は印度に保存されて居つたのでございますけれども、その後英国政府によつてそれがシヤムに引渡されまして、そのシヤムに引渡された仏骨を日本に分けて貰ふといふ事が、石川先生によつて計画されたのであります。

当時シヤムに全権公使として在勤したのが故稲垣満次郎氏でありましたが、この稲垣公使と石川先生との間に交渉が行はれまして、遂に仏骨を日本に奉迎するといふ事が決定して、明治三十三年であつたと思ひますが、日本から仏骨奉迎使といふものがシヤムに出掛けたのであります。当時正使となつてお出でになつたのが、御存知の句仏上人〔大谷光演〕でございます。…〔中略—村嶋〕

この仏骨奉迎に就ては、私は二つの意味があつたと承ります。一つは石川先生がこの仏骨を中心にして日本の仏教の各派を一つに纏め度いといふお考へがあつたのであります。もう一つの理由は、先生が仏骨を奉迎することによつて垂細垂の仏教国であるシヤムと、同じく仏教国である日本との関係を親密にして、両国が協力して東洋文化の擁護に任じ度い、といふことを考へられたためであります。

斯くの如く先生は仏教によつて全垂細垂の全民族を濟度し度いといふ念願を持たれ、同時に又

仏教を信ずる国々の間に於ける提携を強化して、共に亜細亜文化を擁護し度いといふ精神を抱いて居られたのでございまして、その大精神に基いて石川先生が朝鮮、支那、満洲、蒙古、西藏、シヤム、ロシアと殆んど亜細亜の全土に向つて働きかけられたといふ事は、先生が如何に偉大なる宗教家であつたかを雄弁に証明するものだと信じます（『永井柳太郎氏興亜雄弁集』大日本皇道奉賛会編、竜吟社創立事務所 1944 年 6 月、346-348 頁、中外日報 1940 年 12 月 4 日もほぼ同文）。

石川舜台の発意で 1876 年に、笠原研寿（1852-1883）と共にイギリス留学の機会を得た大谷派の南條文雄（1849-1927）は、「石川舜台師の大政策即抱負は、一言にして云へば全世界を仏教化しようとする汎仏教主義とでも称すべきものであつた。…石川師の空想は何処までも否、殆んど無際限に大きかつたのである」（南條文雄『懐旧録』大雄閣書房、1927 年、325-326 頁）と述べている。

7. 石川舜台の岩本・大三輪シヤム派遣

外務本省の消極姿勢の状況下で、敢えて自己責任で仏骨奉迎を推進することにした稲垣にとって、五世王から仏骨分与可能な回答を得た以上は、仏骨奉迎を何としても成功させねばならず、確実な成算が見えるまでは、安心できなかつたはずである。稲垣は、肩書きのない個人名での書簡で、日本の仏教各宗派の管長に仏骨奉迎団の来タイを訴えた。同時に、当時ワット・サケートに滞在していた二人の日本僧、則ち遠藤龍眠（曹洞宗）と概旭乗（浄土宗）にも協力を求めて、彼等の仏骨奉迎意見を日本の仏教雑誌・新聞に投稿させ、日本の仏教各宗派に仏骨奉迎気運を醸成することに努めた。

『訂正増補仏骨奉迎始末』60 頁は、「夫（それ）を日本に居て、稲垣公使の通知を得て、其大善事たるを認めると同時に、意を此処に注いで、衆（みな）に率先（さきん）じて大に奮発したが、真宗東本願寺の参務石川舜台師であろう」と記している。この記述からは、稲垣と石川との間には、仏骨奉迎について何等かの事前連絡があつた訳ではなく、石川が仏骨の件を知り動き出したのは 1900 年 2 月末の岩本千綱からの通報及び稲垣の管長宛通告に依つてであつたと理解される。

大三輪延弥の「渡暹始末」（未刊行）には、1900 年 3 月 5 日に、岩本は「西下彼大谷派大会議に暹羅開教を議案として呈出せしなるに及んで氏が仏骨奉迎件に全然責任を帯びて之が準備員として先発することとなりし也」とあるので、3 月 5 日に石川は、岩本千綱を奉迎準備員としてシヤムに派遣することを決めた。同 3 月 5 日に岩本は、東京府で「仏教視察」を目的として渡暹の旅券下付を受けた（外交史料館マイクロフィルム、リール旅 20）。大三輪延弥の方は、3 月 15 日に静岡県で同じく「仏教視察」を目的として渡暹の旅券下付を受けている（同）。

鹿野久恒は、岩本と大三輪のシヤム派遣について次のように述べている。

仏骨奉迎については人知れぬ老師〔石川舜台〕の準備工作に負うところが大きであつた。老師はこの話が略まとまりかけると、直に岩本千綱と大三輪信哉の二人に旨を授けて密にシヤムへ派遣し、政府並びに稲垣公使へ渡りをつけて万事遺漏なき手配を施したのである（前掲鹿野久恒編『傑僧石川舜台言行録』145 頁）。

また、

編者〔鹿野久恒〕が昭和十五年十月、富山県石動（いするぎ）町道林寺に老師の伝記資料を調べに行つた際、図らずも

「一、金壹千円也正に受領候也、岩本千綱 石川殿」と書いた文書を発見した。当時の壹千円は今日から見れば相当大きな金である（同上 146 頁）。

大三輪延弥の渡暹動機

岩本千綱と大三輪延弥は、1900年3月28日に神戸で亜米利加丸に搭乗し、4月4日に香港着、8日間船待ちして4月12日に香港出帆、汕頭廻りで4月23日にバンコクに到着した（『訂正増補仏骨奉迎始末』103-104頁）。

岩本の渡航費用を出したのは、上述のように大谷派の石川舜台であるが、大三輪の費用を負担したのは、保科伝作という無名の起業家であった。

大三輪は『訂正増補仏骨奉迎始末』102頁に次のように書いている。

其〔奉迎〕準備員には是迄暹羅事情に最も精通^{くわし}き、且つ本件の話を始めて聞出した初頭の紹介人とも云ふべき大関係のある岩本君を頼んで使節より先に出発させて、万事稲垣公使と協議して奉迎の準備を為る事になつて、そして岩本君が正しく此重任を帯びて、我神戸港を出発したが〔1900年〕三月二十八日で有つた、また此時岩本君は、暹羅事情取調の希望ある人にて、且つ仏教のことは多少縁故経験の有る、大三輪^{のぶや}延弥氏とは兼ねて渡暹同行の契約が有つたから、幸に此時一緒に往くことと成たが、後には事実上〔奉迎〕準備員の一人として該件に尽力する事と成つた、夫等は在暹の準備日誌^{まひん}を披見だら万事明了する。

大三輪^{のぶや}延哉（後には信哉^{しんさい}と称する、1868-1952）の経歴、渡暹の目的等を、同氏自筆の「大三輪延彌履歴書」（付属資料Ⅱ参照）及び「渡暹始末」（ともに大三輪が後に住職に就任した鎌倉の浄光明寺（真言宗泉涌寺派）所蔵）より要約すると以下のようになる。

大三輪の本籍は高知県土佐郡秦村、明治元年十月廿七日に出生、実父は森本耕吉、実兄は静岡県富士郡吉原町在住の森本愛二である。明治十五年に親戚大三輪家の家名を継いだ。

大三輪は、私塾で中等教育レベルの知識を身につけた。17歳の青年期に病を得て仏教に関心を持ち、仏書を読み始めた。京都、豊後などの寺院で修行したが、病弱で長くは続かなかつた。京都で仏教関係の雑誌記者をしたり、郷里の土佐や実兄の住む静岡県吉原町（現富士市）などで私塾や起業を試みるなどしていた。南方の仏教にも関心を有し、日清戦争が始まる前、ジャワなどの南亜の仏教遺跡探検を計画したこともあった。南亜への関心から岩本千綱の三国探検実記（1897年8月30日発行）を読み、岩本の貧弱な仏教知識を補う立場で岩本と共にシャム宣教をしたいと考えるまでになった。しかし、大三輪の方が、暹羅探検家として名高い岩本の名を知っているだけで、同郷であるとは言え、岩本に何等の面識もなかつた。大三輪が岩本と相知つたのは、静岡県吉原町で保科伝作に起業の相談を受け伊豆諸島での投資事業調査のために東京に出た1900年2月初めに、偶々遭つた山崎喜

八郎²⁴から、岩本が東京に居ることを知って訪ねた時である。

当時岩本は宗教法案反対運動（宗教法案は1900年2月17日に貴族院本会議にて否決された²⁵）に忙殺されていたが、初対面の機会を得て、しばし話して見ると岩本は、タイ事業は仏教に依らねばならず、そのため孤児をタイに移植する計画を持っていると語った²⁶。初対面から数日後の1900年2月10日に、大三輪は、岩本と長時間話す機会を得た。大三輪は自説である仏教に重点を置いたタイ事業を岩本と別個にするのは屋上屋を重ねるものと考え、同郷の先輩岩本の下でタイ事業に参加したいと申し出た。同時に起業家保科伝作の相談役として大三輪は、タイで事業の可能性調査をしたいことも述べた。岩本は、自分の経験からタイでの事業は難しいだろうと答えたが、帝国議会（第十四回議会）終了後、岩本が大谷派に勤めている、タイ開教の一環としての孤児移植に関して訪タイ予定なので、その際に大三輪を視察のため同行させることを約束した。このように岩本と大三輪の渡暹計画は、仏骨分与の報が日本に届く前に、仏骨奉迎とは無関係に始まったのである。

大三輪のシャム行きの費用は、保科伝作に期待するしかなかった。大三輪は一旦静岡県吉原町に引き上げたのち、保科らを伴って、1900年3月2日に再び上京し、岩本に会った。これは保科に大三輪の経費支出を確約させるためでもあった。この時、岩本は仏骨奉迎の件も洩らしたが、大三輪はそれが差し迫ったものとは考えなかった。

前述のように、1900年2月23日に駐日シャム公使から仏骨分与の件を聞いた岩本は、直ちに大谷派参務の石川舜台に連絡し、3月5日には大谷派は岩本を奉迎準備員としてシャムに派遣することを決めた。3月13日岩本は京都に向かう途中、吉原町の大三輪等を尋ね、準備員として近々シャムに発つことを告げた。大三輪は3月15日に静岡県で旅券の下付を受けた。

準備員と稲垣公使

1900年4月23日にバンコクに到着した岩本準備員は、大三輪の助けを借りながら稲垣公使と相談し奉迎使の宿泊所等を準備し、タイ側からは、日本僧の肉食の可否、日本僧が国王に会う時の形式などについて質問を受けた。日本側の回答に従って、タイ側は、招宴での肉食や、俗人として五世王が謁見することなどを決めた。『訂正増補仏骨奉迎始末』108-112頁は、次のように書いている。

其間に在りし種々雑多の出来ごとは一二で無かつた、つまり何事でも其事柄が不義不正で無くても一種の機密と云ふことは必ず挟まつて居る、況して是程の大事件に機密の無いことはない、処が日誌中にも一寸書いて有る様な工合にて、或人物等が稲垣公使に向ては、準備員〔岩本〕を中傷し、或は新聞〔Siam Observer か²⁷〕を利用して、暹羅人士の感情を動さんと企図たことが有

²⁴ 山崎は、シャムで起業した経験を自著『図南策実歴譚』（1899年12月25日発行）で発表した。彼のシャム事業について詳しくは、村嶋英治「日本人タイ研究者第一号岩本千綱（17）、（18）、（50）、（51）」『クルンテープ』2013年2月、3月、2015年11月、12月号。

²⁵ 『帝国議会貴族院議事速記録 17 第14回議台下 明治33年』東京大学出版会、1980年、607頁

²⁶ 岩本千綱は教学報知の記者に次のように語っている。

南垂宣教会なるものを組織し、我国の孤児男五十名、女二十名を彼国〔シャム〕に遣はし、男児は僧侶、または通弁の任に当らしめ、女兒は彼土有力者との結婚、下つては雑貨店の売子にあてんとす、其故さらに孤児を用ゆるは彼をして望郷の念を絶たしめ、其永住を期図せんが為なり（教学報知1900年7月21日）。

²⁷ 当時のSiam Observerは所蔵する図書館がないので閲覧ができないが、Bangkok Timesについて見ると、同紙に初めて日本

る位ゆへ、岩本氏は稲垣氏の忠告を容れて、公使館通のほかどこへも外出せず、夫れも大概のことは大三輪氏が、公使と交渉して可成岩本氏を人の耳目に触れぬ様にした、コー云ふと事は妙に聞へるが、之には段々事情の有ることにて、在暹の日本人等は、岩本君の再渡を見て、何にか大仕掛の仕事をするだろと邪推した、是れには言ふに云はれぬ事情ありて、つまり在留民が利益壟断主義から、人を疑ふと云ふのが、他に異なる特徴である、夫れで岩本君は自己の關係の爲め、斯る千歳一遇の大事件に障礙が、出来ては済まぬと云ふ処で、在暹中は小心翼翼で非常に慎重して居た、夫で昼間大三輪氏が公使を訪問した事柄などは、夜半に納涼を粧ふて湄南河の棧橋へ出て、支那人が売て行く、土語カウトン [カーウトム] と云ふ日本の雑炊の様な粥を喫いながら、話しをした位で有つたから、此間の消息は二人の外誰れにも洩れなかつた、夫れから次に困つたは、暹羅政府から問はれた使節待遇の一条で有る、暹羅と云ふ国は僧侶の戒律が非常に嚴重なる国で有るから、日本の僧侶が肉食をせぬと云へば、真にせぬものの様に思ふて居る、処が今日の和尚サン方の中には随分飲酒は勿論肉食は洋食まで御承知で有る、其所へ日本僧は肉食をせぬと聞から、御陪食の料理も潔斎にしよかと云ふ諮問で有つた、之には稲垣君も岩本君も大に閉口した、肉食すると云へば日本仏教の体面にかかる、せぬと云へば新嘉坡からの船中でも序際なくやつて、来るだろ、ソーすると船では喫たが御陪食では喫はぬと云ふ形式的のことになる其処で、大三輪氏と三人^{あたま}顛を集めた処で、遂に肉食のお受をすることにした、之は唯だ一時の便宜ではない、今度日本から渡来する僧侶の爲でもある兎ても此国は熱い国で有るから、肉食せずには躰が^{つかれ}疲労て居られぬ、今奉迎使が肉食せぬと云ふ、例を造るときは後渡僧侶の迷惑になると云ふことも、其一事情として肉類の御饗応を御遠慮なく頂戴することにした²⁸、処が使節到着後曹洞宗の日置黙仙師は、船中でもパン計りで^{やつ}遣て来て、着暹後も精進潔斎で有つたのには、内外人とも大に感服した、其他の人は中々洋食の喫様^{たべよう}迄稽古が出来て居て、流石は文化国のお僧丈けあると人に思はれた。

世の中に自信のないほど苦しきものはない、彼の奉迎準備中でも左様である、日本仏教が真宗一派の様に、肉食妻帯と確決して居れば、何にも心配することはない、まだ真宗以外の宗派は、其宗制寺法に於て確かに、肉食妻帯は禁じてある、仮令明文はないとしても先づ禁じて有る方じや、処が、夫は表面で有る表裡相応して真に持戒して居る人は、実に暁天の星で有る、政府が此事に^ま間渉した時代から早や内部は腐敗して居たものと見へて、妻をダイコク、酒を胡摩酢或は般若湯、鯉節を巻紙杯と異名を付して有つた、夫で昔のお僧は此符丁にて獸慾を逞しくした然るに今日となると難有ことには政府から、肉食妻帯勝手次第と云ふ御許可が有つたから、モー此符丁

の奉迎使の来タイを報じる記事が出たのは1900年6月12日であり、それ以前には日本への仏骨分与の記事はない。当時のシャムには、タイ語だけの日刊紙は未だ存在せず、タイ語の雑誌類も少なかった。筆者が見つけた日本の仏骨奉迎に関するタイ語雑誌の記事は、『ラックウィタヤー』(ลักขิตยา)の第2号(1900年)97-104頁に掲載された「本願寺」というタイトルの記事のみである。この記事はブラヤー・リチロンロナチュート駐日公使の報告を、パーサコーラウォン文相の許可を得て掲載したものである。本記事の解説は、「日本の奉迎団の僧侶は、我々が理解している僧侶とは異なる。彼等は妻帯[ไม่ได้อภิเษกนวิริติ]し、非時食[วิกาลโภชน]をするから。シャムでは華宗僧や安南僧も妻帯せず、非時食もしない」と述べている(同号98頁)。

²⁸ 大三輪は渡暹日誌の1900年6月5日の項に「五日岩本氏稲垣公使を訪ふ暹国政府が奉迎使節に対する待遇準備の爲なり議決せず故は肉類使用及日本僧儀に関するの件其多位なればなり余[大三輪]の參館を約して歸へる午後余公使を訪ひ遂に肉類使用の料理は敢て辞退せざるに決す」(『訂正増補仏骨奉迎始末』108頁)と書いている。

は無用、夫れで今の学林僧杯は漸々此符丁を忘れて仕舞様になつた、明治政府も入らぬ世話をやいたものじや、徳川政府が僧侶を監督したは、自分が大檀越と云ふ仏弟子の本分からした事じや、何にも徳川政府が肉食妻帯することならぬと云ふたものでない、是れは昔からの法式仏戒である、夫を明治政府が禁を解く杯とは、自分がお釈迦さんに成つた気だろか、没理にも程が有る、其没理の処置をば可笑とも馬鹿馬鹿敷とも思はず寧ろ歡喜して全で専制治下の人民が俄に立憲政治の自由民に成つた様な気になつて、欣々して居る坊主等に至ては馬鹿げて物が言はれぬ、何にも肴喰たどて妻を持たどて成仏の出来ぬことは有るまいから、正食正犯して裡面の淫行をせぬ様にして貰たい、また各宗も公然妻肉の禁戒を解けば解くとか、解かねば飽までも励行して貰たい、外国人に対して返事の出来ぬ様な、曖昧な事は至極困まる、若し此時準備員に日本僧は死を期して禁戒を守ると言ふ、自信が有たら立派な返事を暹羅政府へしただろ、また之が昔の慈雲尊者見た様なお方が今の雲照律師の如き天下の許す持戒家ばかりなれば彼政府が国王謁見の時如何なる儀式を以て日本僧宝に接するかと云ふ、仏弟子の本分を守つたお尋が有つた時杯は、準備員は、日本僧は天子に対する時は先づ円頓戒を授くべし、故に暹羅国王陛下も吾奉迎使の会見に当ては先づ戒壇を造り受戒の後始めて用務を談じ玉ふべしと答へたのだ、処が、其自信は無つた是計は眞に終天の遺憾で有る暹羅の僧儀は矢張国王に対しては三歸戒を授け然る後談にかかる、日本僧はつまり一種の賓客として接待されたのだと、準備員が切齒して話た事があるが、今後の日本仏教は何んとか此辺に改善を加へねばなるまい、政府の手段にのせられて仏教家が俗化したのは実に無念千万で有る。

8. 奉迎団の五世王拝謁（1900年6月14日）

1900年6月12日から19日までの日本の奉迎団の在タイ期間中のできごとは、『釈尊御遺形奉迎紀要』をはじめ、多数の出版物に記されているので、重複を避けるが、6月14日の五世王拝謁について、既存出版物が触れていないことを何点か紹介して置きたい。

日本の奉迎使（*สมเด็จพระพุทธโฆษาจารย์*）は5月23日に神戸港を発ち、6月8日にシンガポールでシンガポール号に乗船した。この船には、7年間のイギリス留学からバンコクに帰る五世王の王子の一人アーパーコン（1880-1923、後のチュンポン親王）一行が乗船しており、日本の奉迎使は条件の悪い部屋に押し込められた。6月11日夕方にパークナムに到着した。6月12日奉迎正使は日本公使館に泊まり、それ以外の奉迎使、随員はオリエンタル・ホテル及びパレス・ホテルに泊まった。日本の奉迎使は日本から用意した献贈品をもって6月13日に新派（タマユット派）の本山ボーウォンニウエート寺に長老（ワチラーヤナワローロット親王）を訪ねたが、長老は病気を理由に面会に応ぜず²⁹、一行は巴利語学校（現在のマハーマクットラーチャウィタヤーライ大学の前身）などを見学し

²⁹ 奉迎使の一人日置黙仙は、1911年末に六世王即位式の祝いに再来タイした際に、同年11月26日にワットボロマニウエート（ワット・ボーウォンニウエート）にヴァジラニヤーナ（ワチラーヤナワローロット）大教長を来馬塚道とともに訪問し、山口武外務書記生の通訳で様々な対話を行った（来馬塚道『黙仙禪師南国巡礼記』平和書院、1916年、151-163頁）。来馬塚道は、1900年6月の仏舎利奉迎使は「其の状況を再考すれば、全く仏教僧侶としての待遇にあらずして、国使に準じた待遇であつたことが判る、仏教国たる暹羅が、仏教の式を用ひず、全部俗賓の礼を以てしたるは、何故なるか、遽に判断することは出来ない」（同上136-137頁）と記し、1911年11月26日のワチラーヤナワローロット大教長との面会については、「予等は今回の暹羅往訪中の出来事で、其の最も愉快に最も心胸を開いた楽しさを求むるなら、此のワチラーヤン大教長に面談したことが第一に位すると思ふ、教長は門で告別され、侍者は、予等を馬車まで見送つて来て、合掌して敬意を

て退出した（『釈尊御遺形奉迎紀要』中篇 47 頁及び終篇 20 頁）。同紀要にその名が記載されている、奉迎使が訪問して会ったタイの高僧は、ワット・スタットの住職で旧派（マハーニカーイ派）の長老であったソムデット・プラワンラット（1822-1901）一人のみである。

6月14日16時に、奉迎団（奉迎使4名（၇၆））に南條文雄、石川馨、大草慧實、松見得聞、浅井恵定、三谷諦音、上村観光、忽滑谷快天の8名の随員、合計12名）は稲垣公使に先導されて王宮に到着した。チャオプラヤー・パーサコーラウォン文相は、奉迎使を五世王に紹介した。五世王は暫し歓談の後、奉迎正使の大谷光演が表文を朗読、次いで国王はタイ語で答辞を述べ、同文相が英訳し、それを南條が和訳した。その後五世王は、「王座を立ちて公使の前に進ませられ、公使、奉迎正使、藤島前田日置の奉迎使に日本仏教に就て種々御下問あらせられ、清談少時にして握手の礼をなし給ふ。是にて一同退出して控所に復る」（『釈尊御遺形奉迎紀要』終篇 24-25 頁）。

五世王と奉迎使の日本仏教に関する清談とは、どのようなものであったのだろうか。日置黙仙は講演で、清談の内容と思われることを、次のように話している。但し、日置の話しでは、拝謁直後の会話となっているが、会話時に握手を賜っていることから考えると、五世王の答辞後、奉迎団が退出する際の会話だと思われる。日置の話で前後が入れ替わっているのは、日置の記憶違いではないだろうか。

各奉迎使は宮内文部二大臣に誘はれてグラントパーレスに入り王宮は西洋風の石造にて宏壯輪奐大臣は皆握手して先づ休憩室に於て茶を供せられ其際宮内大臣の詞に日暹両国の間同一の人類同一の宗教を奉じながらにして互に自国の語を以て談話を通ずる能はずして他の英国語を藉りてするは慙はれましき事ならずや等の談を聞き坐ろに感情が浮びました暫くして謁見室に入れば暹王闍〔もん〕を排して履声高く軋りて出御し玉ひ胸間に各国の勲章数個を帯び盛装儼然威儀堂々一見人をして仰視に堪へざらしむの有様でした先づ文部大臣は（英語）奉迎使来暹の旨を上奏せられますと 国王陛下は大谷正使に仰せらるる、（英語）貴師は日本で生れ乍らの出家と云ふが血統の出家得道であるかと直に南條氏は正使に代て御答を申上ると 陛下は御承知なされず更に光演師に御問ひです光演師は（日本語）御答申さると之を南條氏が英訳して 陛下に申上る 陛下は握手遊ばされ次に藤島師に仰せに同一の真宗に東西の別あるは如何なる訳けぞと師は其次第を答申さるる次は前田師に貴師は如何なる宗旨であるぞと師も亦簡単に答申さるる次に私〔日置〕へ阿師（あなた）は菜食精進の身であると申すが菜食は緬甸錫蘭にもありますと握手遊ばされ茲に礼を了て…（日置黙仙『暹羅紀行法話』1900年12月1日、11-13頁）。

五世王拝謁で、注目されることは、第一に、1月にビルマとセイロンの奉迎使（ဓမ္မဏက္ခတ္တ）が国王に拝謁した際には、文相、文部次官とともに4-5名のタイの高位（プララーチャーカナ）の僧侶が、奉迎使を案内して国王に拝謁したが、日本の奉迎使の拝謁ではタイの僧侶の同席はなかった、第二に、タイ官報の表現では、ビルマ、セイロンの僧侶は、タイの僧侶と同様に名前の前に「プラ（พระ）」

表した。聞く所に依れば、従来、日本から暹羅に來た僧侶で、此の大教長に面会した者は甚だ少いやうである、仏骨奉迎の時などは、病の為に会はず、且つ当時暹羅の僧侶は、一人も正式に面会しなかつたさうである、或意味から云つたら、日本の高僧と、暹羅の高僧との斯る会見は稀有のことであらう」（同上 162-163 頁）と述べている。

が付けられており「プラ・ソン (พระสงฆ์)」と呼ばれ、かつ僧侶の数を数える数量詞も「ループ (รูป)」が用いられている（これはロシアのラマ僧も同様）が、日本の僧侶の名前の前には「プラ」ではなく「プロット (พระต)」が付けられ、数量詞は俗人と同様の「コン (คน)」が用いられていることである（『タイ官報』17巻13号、1900年6月24日、124-125頁）。「プロット」はある宗教の規律を実践している宗教家というほどの意味である。タイでは、華宗、安南宗など大乘仏教の僧侶は、一般に「プロット」と称され、タイの上座部仏教の僧侶（プラ）とは区別されている。しかし、小乗仏教も大乘仏教も共に、同じく仏教であることはこの時代のタイ知識人にも認識されていた。それを示すものが、1904年2月22日と28日に五世王が王弟ナリサラ親王に与えた書翰である。その中で、五世王はタイ及び東南アジアにはセイロンから小乗仏教が入る前に大乘仏教が存在していたという様々な根拠、例えば今日のタイ語に多数のサンスクリット語彙があることなど、を挙げている。そして、日本の奉迎使が献上した英文の大乘仏教史などを引用して、三蔵の結集の歴史における小乗仏教と大乘仏教の役割など、仏教史についての自己の解釈を開陳している（『五世王の小乗仏教と大乘仏教の比較』タイ語、1966年）。

さて、1900年6月14日の五世王謁見時の国王の答辞（タイ語）は、文相が英訳し、それを南條文雄が和訳するという、二重翻訳のためか、答辞の日本語訳は正確さを欠いている。南條訳と思われる『釈尊御遺形奉迎紀要』終篇23-24頁掲載のもの（①）と、村嶋がタイ語から訳したもの（②）を以下に示し、両者を対比してみたい。

①

仏世尊の神聖なる遺形の一分を受取らんが為に、始めて此国に来れる日本仏教徒の奉迎使を見ることは、朕の喜ぶ所なり。且つ日本は暹羅よりは遠隔の国にして、制度も習慣も、或る場合に於ては異同なきに非ざれども、尚同一宗教を信ずる同教国なることを信認することに於て、朕が満心の歓喜と満足の感情とを以て刺激せられたる熱心の程を領解ありたきことなり。

朕は仏教の先導者にして保護者なることを承認せられし上は、奉迎使へ神聖なる遺形を分配すべき幸福なる義務を尽すことは甚だ喜ぶ所なり。従前日本仏教徒が、此神聖にして真実なる遺形の分配を得ざりしことは、彼等が其一分を得んことを希望すべしとは、朕の認識せざりし所なりしが故なり。今は此貴重なる宝物の一分を得て日本に安置し巡拝者をして其便を得しめんとする彼等の願を信認せし上は、之を頒与することは朕の甚だ喜ぶ所なり。奉迎使の此国に來り、且つ普通協同の利益の為に開明の事業に倦怠なき尽力の程は、朕の嘉賞する所なり。日本仏教徒が海外仏教徒を熟知し、一層交際を親密にしたる後は、日本仏教の益々隆盛に赴かんことは朕の最切望する所なり（葦名信光『釈尊御遺形奉迎紀要』日本大菩提会本部、1902年9月15日、終篇23-24頁）。

②

日本仏教徒を代表する日本僧の訪暹使節団 (คณะทูตพระตญี่ปุ่น) が初めて、今回の仏骨奉迎の機会に実現したことを、朕は極めて喜びとするものである。

それのみではない。朕の喜びは特別のものがある。というのは日本国と暹羅国は遠く離れている

ことは事実だが、仏教を共にしているからである。仏教出家者の実践に関する慣行において少々の違いはあるが、真の仏法を信仰する心は同一であろう。

朕は仏教の守護者でありかつ仏教徒の長であるので仏骨頒布者という役割を引き受けることになったが、私はこの役割を心して務めることを喜んでいる。

最初に日本へ仏骨分与をしなかったのは、日本の仏教徒が仏骨を信奉し分与を受けたいという意思をもっていることを知らなかったためである。日本には多数の仏教徒がおり、仏骨を信奉し日本への仏骨奉迎を求めていることを知って、朕は、この機会に分与することに大きな喜びを覚える。

朕は遠路わざわざ仏骨奉迎に來た奉迎使全員に感謝する。また仏教を信奉する全ての国々と日本との交流が増加することによって、日本国で仏教が益々栄えることを期待する（タイ国立公文書館 ㊦82.1/9）。

①は原文にないことが長々と追加されており国王が言わんとしたことが伝わりにくい。それは勅語を英語訳したパーサコーラウォンの英文（筆者未見）で表現が変わったからなのか、英文から和訳する際に、南條が饒舌に布衍し或は意味を取り違えたのかは不明である³⁰。

タイ語原文からの訳②と英語からの訳①を比較すると、まず、国王は日本からの仏教使節としては史上初めてのものであると言っているのだが、①ではその意味が伝わらない。また、五世王は暹羅と日本の間にある、「仏教出家者の実践に関する慣行（ลัทธิถือเพศ）の違い」と言い、日本とタイの仏教出家者の間の違いについてのみ言及しているのだが、①は「制度も習慣も、或る場合に於ては異同なきに非ざれども」として両国間の社会制度・習慣全般の相違という極めて広い意味に翻訳している。さらに、仏教保護者としての国王に関するセンテンスも異同がある。

6月15日には、ワット・チェートポン（ワット・ポー）の布薩堂でパーサコーラウォン文相を主宰者として仏骨分与式が行われた。「暹羅より分骨された覚王山の舍利は日置の故老（実検封印者の一人）より聞く所に依れば尋常の骨と灰とが少分金函に収められたるもの」であったという（「舍利に対する質疑（上）」『中外日報』1927年8月14日）。随員の一人で分与式に立ち会った忽滑谷快天によれば、「仏骨は小形の黄金製舍利塔に納められ、塔のまま使節に渡され、随員も之を瞻仰することができた、が、僕は近眼で充分見えなんだ。見た人の話によると大豆程の骨片、否、灰であるといふ」（忽滑谷快天「仏骨奉迎回顧録」『現代仏教』105号（十周年記念特輯号、明治仏教の研究・回顧）、1933年7月、468頁）。

6月18日には、奉迎団は日本人墓地のあるヤワラート街のワット・サムチーン（ワット・トライミット）で慰霊の読経をした。

³⁰ 岩本千綱・大三輪延弥『仏骨奉迎始末』仏教図書出版株式会社、京都、1900年7月21日発行、54-55頁には、①の訳とは別のバージョンが掲載されている。①の「日本は暹羅よりは遠隔の国にして、制度も習慣も、或る場合に於ては異同なきに非ざれども」という誤訳を、『仏骨奉迎始末』は「南北仏教は宗規慣習異なる処ありと雖も」と修正していることを除けば、両者の内容はほぼ同一であるので、同じ英語版から和訳されたものと思われる。英語版はタイ語オリジナルよりも、少々表現が追加されたもののようである。

9. タイ僧侶仏骨奉送使の訪日要請

石川舜台は岩本千綱準備員を通じて稲垣公使に、日本の奉迎使の帰国の際にタイ僧侶を仏骨奉送使として日本に伴って来ることができるよう頼んだ。稲垣は、1900年5月19日にパーサコーラウォン文相に奉送使の訪日を要請し、同文相の了解を得たものと理解した。ところが、日本の仏骨奉迎使が来タイし、タイの仏骨奉送使を同伴して帰国する段階になって、問題が露顕した。

1900年5月24日にチャオプヤー・パーサコーラウォン文相はテーワウォン外相に次の報告をした。

5月19日に稲垣が私を訪ねて来て、タイから七名の上座部の僧侶を仏骨に同行させて訪日させて欲しいという。その目的は仏骨奉迎祝いと東京に建設する仏骨奉安殿の結界を結ぶ儀式(ผูกพัทธสีมา)とのためである。往復の全費用は日本の仏教徒が支出する。仏骨が到着した時には三百万人も人民が参加するお祝いがあるだろう、と。これに対して私はこの国の僧には、北方仏教と南方仏教の両方がある。日本の仏教に近い北方派[華宗、安南宗]の僧侶ならば問題ないだろうと答えた。しかし、稲垣は南方派の僧侶を希望すると述べたので、私は僧団の管長(เจ้าคณะใหญ่)に尋ねて見なければ分からないと答えた(タイ国立公文書館 กต82.1/7)。

上記報告で稲垣公使が「東京に建設する仏骨奉安殿」と述べ建設地は東京であることを明言していることが注目される。稲垣は、本論文230頁に見るように、1900年1月27日の時点では、建設地は私見では旧都平安城、即ち京都になるであろうと述べていたのが、東京に変化したのは、岩本準備員を通じて石川舜台の皇居前丸之内に建設する計画が伝達されたからであろう。稲垣が、奉安殿定礎式のためにタイ僧侶七名の奉送使の派遣を求めたことから、石川はタイ僧を迎えた定礎式まで本当に計画していたことが判明する。本論文237頁に引用した石川舜台の回想中の、皇居前に奉安殿を建設する案は、単なる構想ではなく、実際に実現に向けて着手していたのである。それ故、石川から派遣された岩本準備員は、奉送使としてタイ僧を日本に連れて帰ることも、重要な任務となっていたものと思われる。6月19日に日本の奉迎使がバンコクを出発した後も、岩本と大三輪はタイの奉送使と共にバンコクを出発するためにバンコクに居残った。

1900年6月16日号のBangkok Times(英語・タイ語両版)にタイからの奉送使の記事が掲載され、特にタイ語版は、

日本の奉迎使は日本で仏骨安置の布薩堂を造るが、仏陀の教えに従った正規のものにならないことをおそれて、五世王にプララーチャーカナか高僧八名ほどを日本で結界を結ぶために派遣して欲しいとお願いした。五世王は奉迎使の望みを容れた、但しどちら側のプララーチャーカナのかは未だ知ることができない

と既に五世王の許可が下りたかのようによりに報じた。

しかし、6月19日にバンコクを離れた奉迎団は、タイの奉送使を同行させることができなかった。タイから間もなく出発する筈の奉送使に同行するために、準備員の岩本千綱と大三輪は、バンコクに居残ったが、奉送使は実現できなかった。大三輪は北清事件の突発を理由として日本側が奉送使の受

け入れを中止したとして、次のように書いている。

奉迎使一行は六月十九日盤谷府出發歸朝の途に就かれたが、準備員の一行〔岩本と大三輪〕は残務の都合もありて跡に^{のこる}残留こととなつた、其残務にも色々あるが一番肝心なのが勅使派遣の一条で有つた、是は彼文部大臣が一行送別の時に臨んで船中に於て正使等に物語せし^{くぐり}章に於て明了で有る、則はち此勅使の件にて是非居残らねばならぬ必要が出来た 処が一行出發後岩本、大三輪の二氏が稲垣公使を尋ねたら、稲垣公使の話にて始めて北清事件の騒動を聞いた（『訂正増補仏骨奉迎始末』184頁）、…〔中略—村嶋〕左する時は吾内地の騒擾は^{おもいやら}実に思遣れる位なれば、今奉迎使が仏骨を奉じて歸朝するも、最初は内外無事の日に出發し、今は比隣擾亂の時に歸朝す、天下の形勢頓に一大激変を呈したる際なれば、仏骨奉迎の始末も中々慎重を要する次第にて、若し国家に対し進退を殊異にする時は多数国民の感情を害するのみならず、夫れでは大体の精神にも悖る次第にて有るから、岩本君は至急歸朝して自分〔稲垣公使〕の意見も奉迎使一行は勿論日本仏教各宗派に伝えて貰ひ度、また足下〔大三輪〕は實地に臨んで時宜の処置を施しては如何と云ふ説で有つた、其所で岩本君も公使の説の一理を有るを以て、勅使のことは大三輪氏に任して自分は一行の出發に後る四日にして則ち六月二十三日暹羅盤谷を發して、香港直行歸朝の途に就かれた、然るに岩本君が香港へ着た其翌日奉迎使一行も新嘉坡を廻て香港へ着せられた、処が此時北清事件の真相が香港でも明了しない（同上 185頁）…〔中略—村嶋〕暹羅国王陛下は仏骨日本遷坐に就て、奉送使を派遣すべき思召ありしことは先述の如し、然るに此事は北清事件の爲め見合となりしも、猶ほ本邦駐在のリチロング公使をして、この盛典に参列を命ぜられ（同上 193頁）…〔中略—村嶋〕

第拾四問 北清事件と勅使派遣見合、岩本君が盤谷を出發してから、勅使確定のことを日夜待て居たのが、跡へ^{あと}遺つた大三輪氏で有つた、然るに此事は^{のこ}前來既に確定されて其人撰まで出来て居た、其勅使には王族及貴族を正副使とし、在盤の高僧五六名とで有つた相な、処が彼の奉迎使が着遅して見ると彼船中にて臨時に^い発議された、印度行のことを暹羅政府が聞込んだので、一時奉送使見合のこと、内決した、然るに奉迎使等在暹中此奉送使派遣のことを聞きて俄に印度行を中止して、新嘉坡に迂回して歸朝し途中香港に於て奉送使と会合して歸朝する^{つもり}積にて出發した、処が北清事件も次第に火の手が^{さか}旺んになり東亜の形勢も益危殆に瀕して来た為め使節派遣に就ても時節柄政府部内にも種々の評論も有りしなるべく、且つ先に内々使命を与へし人達にも解命をしたあとで有るから、更らに人撰の必要も有り旁々にて其確定が^お後れた、然るに準備員（当時の残務員〔大三輪〕）よりは一行が新嘉坡滞在中に確報する積で有つたから、稲垣公使に相談して直接に文部大臣を訪ひ、稲垣公使の添書を出して結局の回答を求めた処で、終に其日午後四時を期し派遣使節と大三輪氏と文部省に於て会見することとなり、其趣稲垣公使より大三輪氏の許へ通知が有つたから、^{ぼうげい}望霽の感を為せし大三輪氏は雀躍の想にて衣服を更め文部省に出頭せんとしておる処へ、更らに第二の使が来たから何事かと思ふて書面を披見して見ると、中に香港發奉迎使の電報が封入して有る夫を見ると、内地騒擾（北清事變の爲め）使節派遣暫時見合して貰ひたい、何れ日本着早々内地の様にて何分の御沙汰を申すとの意味で有る、其所で大三輪氏は大に失望して、不取敢公使館へ往て公使に面会して見ると公使とても同段で有るけれども、事柄が非常の

場合で有るから奉迎使の心配するも無理ならぬことゆへ、兎に角内地の詳細を待つの外はないと談が極まつた、此時大三輪氏は公使に迫るに使節出発断行のことを以てした、是は同氏の意見として内地騒擾は決して奉迎使の心配する程のことではなからう、また不幸にして夫で有つても事柄が事柄なり場合が場合ゆへ差支の有る筈なし、却て吾国の真価を知らしむるには恰好の時機で有ると云ふので有つたけれども、元来此事がらが公使の職権や一存で出来る事ないで無から、同氏の意見も遂に実行が出来無かつた、而して此度奉送使に選抜せられて奉迎式参列の勅命を受た人は如何なる人かと云へば、ダンマ・バヂーネートル氏とチサツ・チャン氏の二人にて、ダマン氏は暹国知名の法律家にしてチサツ氏は現時陸軍士官学校の講師たり、而して二人共仏教博士として徳望の夙に高き人で有ると云ふからには、暹羅政府の意思の所在も時節がら殆んど揣摩することが出来る、併し斯く成り来つたからには如何にも是非なきゆえ、大三輪氏は公使の意見に随ひ内地の様様を待て居たれども、遂に使節歓迎の沙汰は聞へずなりぬ（同上 195-197 頁）。

大三輪は、日本側からタイの奉送使の訪日中止を申し出たと書いているが、タイ政府内では奉送使の件は文相が5月19日の稲垣の話をも五世王に上げたが、国王の返事はなく、勅許には至っていなかったという内情は知らなかった。

6月19日に日本の奉迎使の出発後、タイの奉送使に同行するとして岩本と大三輪が居残ったためか、6月20日に稲垣は文相ではなくテーワウォン外相に次ぎの書簡を出した。

June 20th 1900

Dear Prince Devawongse,

Referring to the matter of sending your priests and an official to Japan in connection with the Buddha's relics, I have been asked by the Japanese Delegates to inform Your Royal Highness that they have left two gentlemen [岩本千綱と大三輪] here in order to accompany the said priests and official and desire to dispatch them by the earliest steamer for Hongkong. The Delegates have also asked me to acquaint you that the travelling expenses of the priests and official are to be defrayed by the Japanese Delegates.

Hoping that Your Royal Highness will take proper steps in the matter.

Yours very truly

M. Inagaki

稲垣の書簡を受けてテーワウォン外相は、6月22日にチャオプラヤー・パーサコーラウォン文相に、稲垣の書翰内容を告げ、私は稲垣に答える必要があるので、パーサコーラウォンが稲垣にどんな話をしたのか、知らせて欲しいと問い糾した。

6月23日に文相は外相に次のように答えた。

本件に関し、日本の奉迎団が到着する前に、稲垣公使が私に言うには、日本の仏教徒は、タイの僧が5-7名奉迎使と共に来日することを歓迎する、日本ではお祝いと共に、仏骨を安置する寺院

を建設する土地を選定する（私は結界を結ぶことだろうと理解した）、それに出発から帰国迄の全経費は日本の仏教徒が支出する、と。私は次のように答えた。即ち、僧侶の訪日を私は決めることは出来ない。僧団の管長（チャオカナヤイ）に報告して、管長が判断することである。しかし、言葉を知らないので相互に理解できず、かつタイ僧侶のしきたり作法は、日本僧とは相容れないので難しいだろうと答えた。これに対し、稲垣は一緒に住む必要はない、タイ僧侶は別個に好きなように住めばよい、言葉の問題については通訳も付く筈だと答えた。私は、僧侶の訪日を確約することはできない、僧団の管長が決めることだと答えた。更にもう一つの障害は、タイ僧侶は入安居までに戻って来なければ、一パンサー（夏安居）を欠くことになる。タイ僧侶の訪日については、私は決めることができない。もし要請するならば、外務省を通じて要請しなければならない。なお、官吏については日本のシャム公使館員を仏骨奉迎祝賀に派遣することもできる。稲垣は、英語のできる文部省員をタイ僧の世話係として派遣して欲しいと言う。私と稲垣の会話はこれだけであった（タイ国立公文書館 ㊦82.1/9）。

6月23日テーワウォン外相はソムモット国王秘書官長に報告して曰く、

6月20日に日本公使から、奉送使としてタイ僧侶の訪日を求める書翰を受け取った。日本公使は、本件を従来私に話したことはない。私はパーサコーラウォンが公使と話したことがあることを聞き知っているだけである。パーサコーラウォンが公使にどんな話しをしたのかは知らない。そこで公使の書翰に返事するために、パーサコーラウォンに尋ねた。パーサコーラウォンが答えて来たものを読むと、パーサコーラウォンは、日本公使にタイ僧侶の訪日が可能であると誤解させるような答えをしたようだ。その上、うまくいかないことが判ると、自分でハッキリと断らずに、却て公使に外務省に問い合わせるように告げて責任を逃れようとしたようだ。私は添付の公使宛書翰案を發遣して断ろうと思う。しかしパーサコーラウォンの失点になることを恐れている。パーサコーラウォンは国王の許可を得る前に日本公使に請け合い、遂には実現できなくなったのであるから。

Draft reply

Dear Mr. Inagaki

In acknowledging the receipt of your note of the 20th instant, I beg you to express our thanks to the Japanese Delegates for their offer to defray the expenses of travelling for the Siamese Priests to proceed to Japan, and I regret to say that owing to unsurmountable difficulties the Siamese Priests could not avail themselves of the kind offer so liberally made.

Believe me

国王は1920年6月25日付でテーワウォン外相の上奏案を承認した。この書状で国王曰く、

チャオプラヤー・パーサコーラウォンは本当にいい加減なことをした。最初は、彼の迎合的な

性格から稲垣公使の申出を受け入れていたものと思う。しかし確約した訳ではないだろう。受け入れられないと考えた時にも明確には謝絶しなかったのだろう。しかし、パーサコーラウオンの迎合的な話し方を聞いたことがない人（公使）は、確かなものと信じたのであろう。

私（五世王）がまだシャム湾視察で海上にあった時に、パーサコーラウオンから暹羅僧の奉送に関して奏上を受けた。その後日本側の考えとタイ側の考えを彼に質した。彼の答えは、彼流の曖昧なものであった。その中にはタイ僧侶と話して合意ができ、訪日者の人撰も終わったとも書いてあった。私は彼の曖昧模糊とした回答にそれ以上尋ねることを止めた。

日本公使への返答は、テーワウオン外相のドラフト以外にあり得ない。本当にできないのだから、他に答えようはない。しかし、或はパーサコーラウオン一人の失点以上のものになるかもしれない、パーサコーラウオンが私への上奏で述べた、タイ僧侶と話して合意し人撰も終わっていると言う話しを日本公使にも、してしまっておれば「パーサコーラウオンから稲垣に話したようで、本論文 250 頁に見るように大三輪は奉送使に選ばれたというタイ人名を書いている」。この件はパーサコーラウオンを審問して当初からの事実を明らかにする必要がある（タイ国立公文書館 182.1/9）。

おわりに

上述の国王の書状を読むとパーサコーラウオン文相は国王からハッキリとした拒絶の命令がないので、国王の承認を得られたものと誤解した可能性がある。

国王には日本に奉送使を派遣して、日本との仏教交流を進めようと言う積極的な考えはなかったことは明白である。稲垣満次郎や石川舜台らが期待した南北仏教の団結、仏教界の政治力などの考えは、五世王にはなかったのである。

テーワウオン外相は 6 月 26 日付けで、稲垣に奉送使派遣を断った（同上文書）。

チャオプラヤー・パーサコーラウオンは、1888 年の訪日以来、日本との連携強化を指向した外政家であり、当時のタイ最高の知識人であった。しかし、五世王末期に王族で大臣を固める傾向が強くなる中で、王族の大臣や五世王自身からさえも、貴族出身のパーサコーラウオンは批判されることが多くなっていた。日暹友好から奉送使派遣に賛同したパーサコーラウオンの判断は、五世王に支持されなかった。

大谷派の正使（大谷光演）が、11 人もの随員を伴い、18 名の奉迎団中の 3 分の 2 を大谷派だけで占め、大谷派ペースを進めた仏骨奉迎は、日本側タイ側双方の事情でタイ人奉送使を日本に招くことができず、有終の美を欠いた。

岩本と大三輪は、それぞれ 1900 年 7 月、9 月に日本に戻り、南亜宣教会事業計画（付属資料 I 参照）を公表した。これは、岩本が石川舜台のために宗教法案反対活動に尽力していた 1900 年 2 月時に考えていたことを基礎として、在タイ中に大三輪と共に練り上げたものであった。石川舜台等から資金援助を得て、孤児の日本人少年少女多数をタイに留学させてタイ通に育て大乘仏教布教による南北仏教合一とビジネスを展開しようという目論見であった。仏骨奉迎時に在タイしていた曹洞宗の遠藤龍眠も同趣旨の日本人孤児のタイ移民案を「護暹山日本寺創立の主旨」と題して曹洞宗の『宗報』129 号（1902 年 5 月 1 日）に発表しているの、遠藤も岩本、大三輪との協議に参加したものと思われる。

しかし、下記の大三輪延弥自筆の履歴書（付属資料Ⅱ）に「暹羅滞在中南亜宣教会の組織意見を発表し同国貴紳有力家の賛同を得又内地仏教家の約諾を収むと雖も奉迎後各家約を踏まず遂に廢滅に歸す」とあるように、実現には至らなかった。

タイ語文献邦訳一覧

ประวัติวัดสระเกศราชวรมหาวิหาร และจดหมายเหตุเรื่องพระสารีริกธาตุเมืองกบิลพัสดุ์, โรงพิมพ์สำนักทำเนียบนายกรัฐมนตรี, พ.ศ. ๒๕๐๘ [1965] (『ワット・サケート寺史及迦毘羅国仏骨文書』タイ内閣)

พระราชหัตถเลขาพระบาทสมเด็จพระจุลจอมเกล้าเจ้าอยู่หัวทรงมีไปมากับสมเด็จพระมหาสมณเจ้ากรมพระยาวชิรญาณวโรรส, พระนคร : โรงพิมพ์โสภณพิพรรฒธนากร, พ.ศ. 2472 (『五世王・ワチラヤーナワローロット法親王往復書状集』, 1929年)

พระราชหัตถเลขาพระบาทสมเด็จพระจุลจอมเกล้าเจ้าอยู่หัวทรงพระราชวิจารณ์เทียบลัทธิพระพุทธศาสนาฝ่ายหินยานกับมหายาน และเรื่องสร้างพระบาทหลวง พิมพ์ในงานพระราชทานเพลิงศพนายกี hevianaravi, 1966年 (『五世王の小乗仏教と大乘仏教の比較』, 初版は1928年10月23日の五世王の命日に刊行, 但し不完全。1966年版が完全版)

付属資料Ⅰ 南亜宣教会主意並設計書³¹

人各意志あり意志は言語を待つて其用を實にす故に言語なる者は人類交際上直接の機関にして又た文字なる者は之に次ぐ間接の機関なり故に吾人苟も是れ無せば社交の用を全ふする能はざるや言を俟たずして明也況んや通商貿易の如き布教伝道の如き複雑にして繁多なる而かも多く下層社会に対するの業務に於ておや況んや海外異郷に向て事を成さんとする者に於ておや故に苟も事を海外に画する者は須らく其国の言文に精通し習俗人情を細察し始めて手を実務に下すべきなり事茲に出ずして妄りに成效の求を急にする如きは殆んど木に縁て魚を求むるに等しき乎惟ふに日暹間既往十年を費して經營せる各種の事業は其人と業とを論ぜず悉く縁木求魚の狂態に類せる者にして事の成敗は固より其問ふ所にあらず唯一意驕然日暹交通の公開に努力せるを知て他を顧みるの暇なかりし叢爾たる吾人が両国の連鎖に膺りし当時は恰も燭火を煽ひて斛水を暖るの觀ありしと雖も此希望は遂に我國民の是認する所となり今や進んで条約の締結使臣の派遣を見るに至れり吾人の歡悦何物か之に過ぎんや蓋し既往一段の希望を達せし吾人は當に從來の方針を一変して将来進路の開達に力めざる可らず

南亜宣教会は大乘仏教宣布を主義とし南北仏教合一を目的として生じたりと雖旁ら日暹通商の為に一臂の勞を貸さんと欲する者にして此が準備として年々若干の留学生を派遣し先づ暹羅国の言文を練習せしめ滿三年を以て卒業期とし更らに一ヶ年間同国の僧風を習ひ然後始めて内地枢要の地に分遣して専ら布教伝道に従事し余力を割ひて日暹間通商或は起業家の為に通訳の勞に膺りて大に彼我交通を円滑ならしめんとす夫れ如是して初めて曩の狂態を免じ十年の久しき未だ十指にだも上らざる朝生暮死の吾商

³¹ 南亜宣教会主意は、鎌倉浄光明寺に保存されている全文を掲載する。但し、同寺保存文書は設計書部分を欠いているので、設計書は『訂正増補仏骨奉迎始末』223-225頁に依る。『仏骨奉迎始末』91-93頁にも同文の設計書の掲載がある。

界を変じて海外的正式の通商家として永く各国人の間に介立して相駆逐するに足る要素を興んとす

素より吾人が微力なる円満の計画は其耐ゆる所に非らずと雖も幸に一二有力の士は余輩が十年凶南の孤忠を憐み今回大に助力せらるる所あり想ふに将来数年を出ずして暹国内地到る処に暹語暹服の日本僧を見るは実に容易の業にして此と同時に日語暹服の土人が往くに随て嚮導通訳の役に服すは期して待つべき也如斯して南北仏教合一の基礎を築き併せて日暹の当路者をして言文不通の難事を省かしめんとす第一期成效の予想猶ほ如此若し且つ余力の存するあれば更らに第二期より以往〔以後〕の設計を画し進んで隣邦諸種の言文を攻め漸次南亜宣教の名実を完ふせんとす思ふに凶南策上の急務之に過ぎたる者あるを知らず同感の士女幸に來援せよ

明治三十三年 南亜宣教会主唱者 敬白

設計書

本会は南亜宣教の準備として向ふ三ヶ年間を期し留学生男女七十名（男五十女二十）を暹羅国盤谷府に派遣し同国の言語文学を練習せしめ以て後日宣教の資料を作るを初期の事業とし本年より実行する者とす第二期以降の継続事業は目下之に宛つる財原を備へざるを以て敢て公言せずと雖若し幸に資財の出処を得る時は着々歩を進めて東は安南東京東蒲塞柴昆より北は老撾を該ね西は緬甸印度等の各地に宣教線を張り同じく留学生を派遣して言文の練習地理習俗の調査を為さしむるものとす

初期留学生は暹羅国政府特別の保護を請じ盤谷府公立学校に通学せしむる者とし夜間は本会設置の寄宿舎に於て本会規定の日本文学及漢籍の講習を常在監督者より受くるものとす

本会が派遣する留学生は日本内地の各孤児院及慈善的育児の団体中より男児は十五歳未満女児十三歳未満の俊秀を撰抜して之に充つる者とす

派遣留学男生中事故ありて五名を減ずるとする時は其残員四十五名を分て十三団とし一団三人を以て組織し内地十三ヶ所の枢区に分遣し残員六名を留めて盤谷府に置き内外連鎖及其他の事務に膺らしむ男女生七十名派遣向五ヶ年間継続事業費設計如左

一 金參万參千円也 但五ヶ年間継続事業費（予備金共総費額）

[以下五年間の予算内訳あり、一年目男 15、女 5、二年目男 15、女 5、三年目男 20、女 10、総計 70 名派遣予定、詳細は略す—村嶋]

付属資料Ⅱ 大三輪延弥履歴書（鎌倉浄光明寺所蔵）

当時 京都市上京区南禅寺町南禅寺山内正的院在住
士族 大三輪延弥のぶや

本籍 高知県土佐郡秦村字秦泉寺式百十九番邸

出生及生地 明治元年十月廿七日同県同郡潮江村に生る実父は亡森本耕吉実兄は静岡県富士郡吉原町在住森本愛二

入籍 明治十五年親戚大三輪家の家名を継ぐ

明治九年 潮江村観光小学校³²に入りて以来私立遠来学舎に入り漢籍国文其他の普通教育を受け十五年更らに私立香長学舎に入りて尋中程度の教育を受く
十七年病を得危篤始めて宗教の趣味を感じ十九年京都に遊び仏教研究の緒を開き浄土宗西山派の名師釈禪礼師を逐ふて豊後大橋寺 [ダイキョウジ, 白杵] に至り留る半年, 又病を得て帰郷爾来廿二年まで御里に在りて仏書を閲読す私立共楽学会を設けて基督教の勢焔に反抗せしも此際なり
廿二年仏学専攻を目的として東京に遊び復病を得て転地
廿三年京都に遊び仏教各家を歴訪し一先帰郷
同年十一月仏教主義開明新報の文壇に入る
廿四年開明新報を辞し全国有志仏教懇話会の開設に従事し之を機として仏教諸学館を開かんとし始めて仏教講義録及教育雑誌を発行す
廿五年故山恩人死亡の忌服により自宅謹慎中館務紊乱し遂に廃業を余儀なくす
廿七年同志数輩と南洋遠征隊を組織し「じやうわ」[ジャワ] 其他南洋中に点綴せる古仏教遺跡を探検せんと欲し準備漸く成りて日清の開戦に会い中止
廿七年或任務を帯びて同志数輩と敵地に入らんとし計画縦横の際先発隊の失敗に逢い捲土重来を策する際平和克復に会して止む
廿八年末故園に帰臥し山野開墾に従事して健康の回復を謀りて三十二年に至る
三十二年再び志を立てて故山を辞する時先づ四国霊場巡拝を試み同年一月二日故園を発し同年三月巡拝を了へ同五月東京に入る
三十三年三月在暹羅同志の通知を得て急行同国に渡り仏骨奉迎の事を策し駐在帝国公使及び暹羅政府の間を往復し事漸く成りて奉迎使を促し同年九月残務を処理して帰朝
暹羅滞在中南亞宣教会の組織意見を発表し同国貴紳有力家の賛同を得又内地仏教家の約諾を収むと雖も奉迎後各家約を踏まず遂に廃滅に帰す
同年十月建国新報の爲めに宗教欄専任記者となり京都に駐在し仏骨奉迎後の実況を視察し其事後を策すると共に献策縦横して成らず
三十四年病を京都に得て転地, 此年春某宗派の副陪と東京に会し奉迎事後策及日暹接近問題を献策し之が爲め病中再び京都に入る
同年四月自己専監の機関雑誌を興さんと欲し仏教興隆会の雑誌興隆³³を買収し爾来三十七年一月まで之を各宗本山有志に分与し仏骨問題及び其他教界の時事につき忠告諷刺を恣にしたり
三十七年病を得て雑誌発行を停止し中外日報の関係を明にし大谷派大改革に際し篠原順明師の爲め極力応援を試みて事成らず
先是仏骨の名古屋移転に際し同志数輩と之に反対し又た成らず
一生来賞罰なし
右之通りに相違無之候也

³² 高知市史編纂委員会『高知市史 中巻』, 1971年10月1日発行, 319頁掲載の私塾名リストに「観光学舎, 生徒数98」がある。明治7年時点の高知市近辺には13小学校(児童2千名程度)あったが, 全て私塾であった。

³³ 興隆仏法会雑誌部『興隆』は東大の明治新聞雑誌文庫のみが所蔵し, 所蔵中の最後の号は80号で明治34年1月発行。続いて興正寺雑誌部『興隆新誌』を, 1号(明35年3月)-15号(明36年8月)を同じく東大明治新聞雑誌文庫のみが所蔵している。

大三輪延彌

付属資料Ⅲ 石川舜台の経歴（国会図書館憲政資料室『井上馨文書』中の、項目705番「東本願寺財務整理問題」内の第58文書）

石川舜台は元金澤市小立野永順寺なる一小寺の住職なり壮年の頃京師に遊び放蕩を極め乱行日に甚し遂に寺有の梵鐘を恣に売却す領主前田加賀守之を聞て大に怒り寺社奉行をして退隱を命じしむ舜台即ち己より年長なる賢由なるものを養子とし之を住職に補し己は寺外に隱居せり其の心事知る可きなり而して其の間専ら陽明学を修め維新の頃に及び愼憲塾なるものを開き門生を集めて教授せしが明治四年上京して渥美契縁等と謀り本山の改正を企て五年三月京都府の命により渥美契縁篠原順明及び小早川大船と共に本山改正掛となる此年朝廷教部省を置く四月舜台法主の命を受け契縁と共に上京し五月十二日再び教導職に復し権訓導に補せらる

明治五年松本白華成島柳北等と共に新法主に随つて海外に航し六年六月新法主に先だつて帰朝し直に京師に入り篠原等と共に本山の理事となる是より舜台の威名日に加はる然れども彼や地位を得て能く其の地位に甘ずるものに非ず其の漸く頭角を顕さんとするや復び其の本性に歸り或は書画骨董に耽り或は花街に豪遊を試み悪徳日に進み暴行月に長じ遂に本山の基礎宗祖の規定を破却し大胆不敵にも本願寺の副住職たらむことを企図するに至れり十一年一月部下腹心の徒を梅尾庵に会し密に其の盟約を結ばんとす時に渥美契縁の実弟契誠監視録事たり此事を察知して驚愕措く能はず突如として宴席に闖入し酔へる真似して舜台を罵り弁論頗る烈し舜台己が野心露顕して大事業已に去るを怒り契誠の面を撲ち右眼の側に傷く会々篠原順明舜台と隙あり直に之を京都府に告発す舜台遂に職を辞して獄に繋がる彼已に職を辞す其の身は即ち平民なり故に其の刑期は実に三十日の懲役なりしが渥美契縁友誼に厚く彼已に悔悟の色あるを憫み百方尽力して其の養子賢由を教導職権訓導に薦めしかば舜台は士族に準じて禁錮三十日の恩典に浴し終身の廢人たるを免かれたりと云ふ嗚呼今にして之を想へば夫れ彼の幸は実に本山の不幸なりき其の党谷了然北方祐夫等其の罪に坐し其の職を去り事全く平ぐを得たり

明治十五年秋高木契則（東京在勤）鈴木慧淳と謀り相州に於て両堂再建の用材を購入す事頗る疑似に涉るの嫌あり物議紛々たり長圓立之を以て慧淳契則を斥けんとす時に石川舜台篠原不着外に在りて之に声援し其の党谷了然松岡秀雄佐々木呉牛等を率い本山に総会議を開かんと声言して陰に寺務所の顛覆を謀り喧騒日に甚し乃彼等は東山翠紅館を本部とし大阪の二十六銀行支配人高橋某と謀り長圓立小早川大船の兩名負債主となり石川舜台谷了然保証人となり署名の上に役印を捺し氏名の下に実印を捺し私借を粧ふて公借となし金八万円を大阪二十六銀行より借入し之を運動費として躍鬼運動をなせしかば寺務所員又分裂し頗る不穩の状態となりぬ岩倉右府深く之を憂ひ十六年の夏に及び井上外務卿に囑托して調停の勞を執らしめ漸く事なきを得たり然れども圓立等が役名を濫用し舜台了然と関連して夫の八万円を借出せしこと発覚せしかば井上伯大に怒り本山に誠めて復び舜台圓立等を用ふることを止めしと云ふ

於此舜台長崎に走り松島の炭礦を購ひ大に為す所あらむとせしが遂に失敗し却て巨額の負債をなし復長崎を出奔し其の踪跡を晦ますに至れり其の後密に金澤に歸り説教をなして稍衆望を回復し得たり

二十三年帝国議会の開くるに際し還俗して衆議院議員候補者となり落撰す

二十五年越中国石動町〔富山県小矢部市〕道林寺の住職となる

三十年二月本山に入りて参務となる其の翌月法主〔大谷光瑩〕の寵を得んと欲し連枝大谷勝縁師と謀り某女二名を納れ枕席に侍せしむ物議騒然或は後難を懼るものあり

三十一年十月東京巢鴨監獄の典獄有馬某〔有馬四郎助〕基督教信者なるを以て大谷派より派遣せる教戒〔誨〕師三名を罷め代ふるに牧師某々〔留岡幸助〕を以て舜台之を聞き大に怒り政府に抵抗す名声復た振ふ

三十二年舜台公認教を主唱し各宗と同盟して其の牛耳を執る此冬政府宗教法案を呈出す其の法案仏教に非なり故に舜台諸宗の僧俗を煽動して大に反抗運動をなし約二十一万円を費せしが事揚らず会々該法案の貴族院に於て〔1900年2月17日に〕否決せらるるや直に以て己が運動の功となし凱歌を奏して還り各所に演説会を開き其の大功を誇らしむ

三十四年大谷派本山分立の三百年に当るを以て紀念大法要を営む其の挙壮大費額実に拾万円なりしと云ふ

三十四年東京巢鴨に真宗大学を建つ初め支那に於て上海に一学堂ありしのみなるに蘇州杭州南京等に学堂を設け朝鮮にも亦釜山元山仁川京城木浦等に開放し今現に継続しつつありと雖皆成績挙らず学堂の如きは名のみに至れり

之を要するに彼や其の性粗放豪邁内に些の省慮する所無く外に漫に虚飾を張る而して其の事を為すや常に自己の利慾より打算するを以て野間凌空平野履信藤溪深誠等奸譎の徒を使嗾し議制会の操縦に宗教法案に紀念法要に皆黄金政策を用い前の渥美内局の終僅に二十余万円なりし負債を数年の間に二百四十余万円に至らしめ以て本山を危くし従来各国役員は其の名誉職の故を以て進んで就職する風ありしを竟に本山より相当の報酬をなすに非ずんば就職せざるの悲むべき悪習慣を作すに至らしむ故に豺狼と撰ぶなき僧侶は皆彼を崇拜すと雖具眼の僧侶天真の信徒は毫も彼を信ぜざるなり而も以上説くは単に其の性行の一般に過ぎず尚ほ進んで彼が炭礦に六生〔六条生命保險会社〕に如何に無謀の企を敢行したるに自己の野心を充さむため本山の名誉と信念の淨財とを犠牲に供せしかを知らば実に寒心に堪えざるものあり（炭礦六生の件は新法主の行動大谷勝縁経歴中に詳説せしを以て略す）

謝辞：本研究は科研費（研究課題番号 16K02012 及び 19K12486）の助成を受けたものである。